

地方都市における近隣祭りの特徴と変容－宮崎県都城市「六月灯（ろっがっどう）」の事例分析－

竹元, 秀樹

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

67

(開始ページ / Start Page)

145

(終了ページ / End Page)

168

(発行年 / Year)

2011-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007537>

地方都市における近隣祭りの持続と変容 ——宮崎県都城市「六月灯（ろっがっどう）」の事例分析——

政策科学研究科 政策科学専攻

研究生 竹元秀樹

はじめに

本論文は、直接的に地域社会の地縁的な共同性形成を目的とする地域活動を分析の対象とする。その事例として、宮崎県都城市¹で行われている「六月灯」という近隣祭りを取り上げる²。その理由は、今では地方都市といってもコミュニティの衰退が問われているなかで、地域単位で行われる近隣祭りの数の多さと、その数が減少していないという継続性にある。「六月灯」は、旧薩摩藩領で広く行われている「産土神社の夏祭り」と説明される。都城市で行われているそれぞれの「六月灯」がもしそうだとすれば、現代の都市社会においてはにわかに信じ難い、産土神への信仰すなわち強い地縁的つながりを軸にして生活共同体を形成する、氏子的住民意識が市の全域にわたって残存していることになる。

それが事実だとすれば、これこそ戦後の中央政府と中央資本の主導による地域開発の対象外となり、結果的に都市化・工業化が遅れてきた地方都市が、急激な開発にともなう人口流入や社会変動を経験しなかったために保有する「遅れてきていることの特権」の事象であるといえないだろうか。そこには、本論文で地域活動の規範的方向性として定位するコミュニティ意識——「開放的相互主義」——への変容可能性を相対的に持つ「地域的相互主義」が、強く残存しているといえるのではないだろうか。すなわち、本論文では身体を基準にして地域住民のコミュニティ意識を「内的資産」として定義するが、「内的資産」の「遅れてきていることの特権」を強く表象している事象ではないだろうか（竹元 2010:129-135）。とすれば、結果的に都市化・工業化が遅れてきたがゆえに、都城市は「生活の論理」にもとづく地域活動の活性化の実現潜在力を保有しているといえる。

本論文では、この仮説が本当に立脚するものなのか、もしくはこれ以外にこの祝祭的地域活動を支えてきたものがあるのかを解明するために、「六月灯」の数の多さとその数が減少しないという、両事実を成立させている要因を浮き彫りにしていくものである。そこでは、持続していくものと変容していくものが交錯しながら、この祝祭的地域活動を支えてきた構図がみえてくる。

第1節 「六月灯」の特徴

まず、「六月灯」の起源、祭事構成、開催場所、運営主体をみていくことで、この近隣祭りの特徴を明らかにしていきたい。

1. 起源——島津家の祭り

都城地域は旧島津荘に発した島津氏の発祥の地であり、藩政時代は都城島津家を領主とする薩摩藩最大の私領地として（近世を通じて3～4万石の石高を保有）、終始島津氏とともに歴史を経てきており、薩摩藩独特の民俗文化を保持している。この「六月灯」も、旧薩摩藩領に伝わる「産土神社の夏祭り」として説明される。この祭りは本来夜間に執行され、7月に入るとほとんど毎晩のように、都城地域のどこかで「六月灯」の花火が打ち上げられる。都城地域では、100ヶ所を超す地区で「六月灯」が行われ、その多いことが特徴となっている。明治以前は旧暦（太陰暦）の6月中に行われていたため、現在でも旧暦呼称の「六月灯」で通っている。明治の初めに太陽暦が採用されて新暦になってからも、旧暦6月に当たる7月に行われてきた。「六月灯」は、

地方によっては「ツトトボシ」（灯笼灯し）などと呼ばれるように、武者絵などを描いた大小の灯笼を神社に奉獻し、祖霊・御霊を慰撫する祭りである。昔は、武家においては木枠の角型の灯笼を作り、それに武者絵を描いたものを、また、土地の人々は竹ひごの丸灯笼に夏の野菜を描いたものを献じた。都城市の「六月灯」は、7月2日に行われる平江町の秋葉神社を皮切りにスタートする。そして、神社における「六月灯」は、7月30日に行われる都島町の兼喜神社をもって終了する。ただ、現在では、それ以降も自治公民館など各地域の公共施設で「六月灯（夏祭り）」が開催され、8月中旬ごろまで続く。

「六月灯」の由来については二説ある。一つは、島津家初代当主島津忠久が鎌倉で逝去したのが1227年（安貞元年）旧暦6月18日で、この日を「御忌日」と称して島津家やその家臣たちが供養していたが、その際に灯笼を灯したことから起こったとする説である。もう一つは、島津家19代当主島津光久（薩摩藩第2代藩主：生没年1616～1695年）が鹿児島島の城山の山下にあった上山寺の観音を修造したが、これが竣工したのが旧暦6月18日で、光久はこれを非常に喜びこの日に灯笼を寄進し、家臣もこれにならって灯笼を寄進したところから始まったとする説である。「六月灯」は、神仏の降誕や示現など特別な縁があるとして祭典や供養を行う、宵祭りの縁日とは本質が異なり、上記のとおりその起源は島津家に由来する祭りであった（都城市史編さん委員会編1996:6,66,295-296,411-415）。

2. 祭事構成——三要素の持続と質的変容

「六月灯」の祭事構成の核となるのは献灯行事であるが、それ以外の神賑行事の存在を看過するわけにはいかない。鹿児島県「加世田市³の日新寺（島津忠良⁴を祀る。廃仏毀釈後は竹田神社）では、昼間、士＝さむらい＝踊と稚児踊をし、夜、六月灯をしていた（『加世田市誌』から）。高山町⁵の日新院でも、6月13日に忠良の弔い踊（太鼓踊）を昼間にし、夜は灯笼を飾っている（『守屋舎人日帳』文政9＝1826年から）」（所崎2001:④）。都城地域でも、昔からあるいは第二次世界大戦後から、その地で継承する民俗芸能を奉納している「六月灯」がある。郷土芸能の奉納行事は、祭事を構成するうえで重要な要素であった。また、花火も欠かすことのできない要素であり、都城盆地内の神社のなかには、とくに仕掛け花火の奉納が伝承されていて、昔から村の若者たちが秘術を競った（都城市史編さん委員会編1996:435）。このように奉納する対象物という視点から見ると、「灯笼」を核にして「芸能」「花火」という三要素により、祭事が構成されていた。

それでは、現代の「六月灯」の祭事構成はどうなっているか、都城市姫城町にある「旭丘神社」の事例でみ

表1 2008年「旭丘神社六月灯」演芸プログラム
（出所：「平成20年旭丘神社六月灯」パンフレット）

順番	種目・演目	出演者
1	子供太鼓	下長飯保育園児童
2	挨拶	T.Y.旭丘神社六月灯総括
3	合唱 ぼくのひこうき	南小学校児童（甲斐元町）
4	合唱 宝島	明道小学校児童（甲斐元町）
5	ダンス 羞恥心	明道小学校児童（八幡町）
6	演舞	沖縄剛柔流都城敬武館（姫城町）
7	しあわせばやし	K.M. 他1名（八幡町）
8	いもがらぼくと	N.R. 他1名（八幡町）
9	三味線演奏	T.A. 他2名（姫城町）
10	アコーディオン演奏	F.I.
11	ギター演奏	アイアンピースヒックバンド
12	カウアロク	K.T. 他4名（八幡町）

イニシャル表記:出演者氏名、():出演者居住町名

てみたい。この神社では、毎年7月28日に「六月灯」が行われるが、この日は神社の夏祭の祭典日であるため、15時から「神事」、16時頃から「直会」をして夜に「六月灯」が行われる。奉納する灯籠は昼間のうち境内に飾られ、日が暮れると灯される。19時になると神社の駐車場に設営された舞台上、地域住民による演芸が始まり（「表1 2008年『旭丘神社六月灯』演芸プログラム」参照）、演芸が終わる20時30分頃に花火が上がる。最後に抽選会があり、21時頃に終了となる。もちろん、夜店が出て夏の夜祭の風情を添える。以上の祭事構成は、都城地域の「六月灯」の一般的な構成である。開演・終了時間や演芸の数、そして抽選会の有無など地域によって違いはあるが、「灯籠」「芸能（演芸）」「花火」の三つの要素は現代の「六月灯」においても持続されている。ただ、三要素は持続されているとしても、「現在では六月灯は灯籠が中心になっていず、出店（露店）や舞台上の踊や歌、奇術、ロックバンドが華やかになり、夏祭り化してきた」（所崎 2001: ⑤）との記述にあるように、その祭事内容に質的変容が起きてきたことも事実である。

3. 開催場所——庶民への広がりとの量的変容

「六月灯」は島津家の祭り、士族の祭りとしての起源を持つため、一部の階級や格式のある社寺に止まることと有り得たわけだが、この祭りが広く農村地帯の小祠にまで行われるようになったのは、それなりの理由があった。農民にとっては、年間の労働の中でも最も重要な「田植え」を済ませたあとに、安堵・休息の時間が欲しかった。藩政下では盆・正月しか休むことのできなかつた農民も、この「六月灯」の時だけは公然と休むことができたため、暑気の厳しい時期に朝から休むことのできる唯一の手段として、それぞれの日を設け、どんな小さな社祠でも「六月灯」を催すことになったのだという。「六月灯」は、夏季に際しての人畜の疫病、田畑の病虫害、台風などによる風水害などの悪霊群を封じ、払うために神へ祈願するのが本来の目的であったが、その目的とは別に、若者や子どもたちを始め一般の庶民・集落の人々にとって、花火は上がるし夜店は立ち並ぶといったにぎわう夏祭りは最大の楽しみであり、「六月灯」は農村の娯楽的行事でもあったのである（都城市史編さん委員会編、1996:66,412-413）。

多くの地域で「六月灯」は催されるようになるが、都城市においてはこの祭りが戦後もほとんど変わることなく各地域で継続されていく。「六月灯」の戦後の変遷について、鹿児島市のケースであるが、つぎの記述がある。「第二次大戦に伴い、六月燈も一時中止の、已むなきに至ったが、新憲法の発布や、講和条約の締結等に依り、人心が安定するやいつとなく復興し、年とともに、往時をしのぐ程に、盛大に行われる様になった。特に、鹿児島市内は、急激なる人口増に依る、県・市当局の施策方針に依り、周辺山野の開発が行われ、団地の造成となり、五十万都市が目前に迫りつつある。六月燈も時代の変遷と共に、少しづつ形をかえ、従来の神社仏閣のものに加え、神輿又は○○○を中心に、団地六月燈・町内会六月燈・通り会六月燈と多種多様化しつつあり、極端なのは燈だけを点し、露店を陳べる様になった⁶」。この記述からは、急激な人口流入による地域社会の新たな形成と同時に生起する地域住民組織が、その性格は違っても各々が「六月灯」を立ち上げていくという関連性が読み取れる。都城市の場合も、都城市役所商業観光課で入手した「平成20年度各地域六月灯・夏祭り開催日等一覧表」に記載されている会場名で単純に区分すると、神社・小社・小祠42ヶ所、（自治）公民館52ヶ所、その他公園・広場・駐車場・小学校運動場などの地域施設が24ヶ所となり、当一覧表では神社ではなく公民館を会場とする「六月灯」が最も多い結果となっている⁷。

4. 運営主体——自治公民館との関連性

前項で戦後の地域社会形成の変容過程における地域住民組織（都城市の場合は公民館）と「六月灯」との関連性を示唆した。確かに、都城市での調査を開始するに当たって、まず「下長飯馬頭観音」と「旭丘神社」の「六月灯」を見に行ったが、運営主体者のテントにはその地域の自治公民館の名称が記してあった。一機能ではあるが行政末端補完機能を保有する町内会や自治会のような地域住民組織は、当初本論文の事例研究の対象外としていた。しかし、都城市での「六月灯」の調査においては、町内会・自治会と同様の性格を持つ「自治公民館」という地域住民組織との関連性を明確にすることが中核的な主題となる。

それでは、その関連性を明確にするための基礎的作業として、現在における都城市各地域の「六月灯」を、祭りの名称と主催者の2項目から分類してみると、つぎの3類型に大別できる。それは、①（名称）神社名—

(主催者) 神社、② (名称) 地域の小社・小祠名— (主催者) 自治公民館、③ (名称) 自治公民館名あるいは地域施設名— (主催者) 自治公民館の3類型である⁸。上記分類①でいう神社は、社殿を持ち宮司が所在して、祭典日を設けその日に神事を行っている神社である。したがってここでの「六月灯」は、宮司が中心となり神社が主催し、神社境内で開催することが継続して行われてきた。また、開催日も神社の例祭あるいは夏祭の日、すなわち毎年同じ日に曜日に左右されることなく行われており、開催日や開催場所の変動過程はほとんど見られない。ただ、神社主催と言っても、演芸部分は自治公民館が仕切るなど、実質は神社と自治公民館との協同のもとでこの近隣祭りは成立している。②でいう小社・小祠とは、馬頭観音や田の神・火の神などを地域の守護神として、地域の人たちが祀ってきたものである。ここでの「六月灯」は、現在ではその地域の自治公民館が主催し、例年決められた日に行われることが多い。このケースの特徴としては、開催場所の変動過程が多く見られることである。③の事例は、ほとんどが戦後自治公民館活動の一環として新規に立ち上がったものであり、地域住民が参加しやすい土・日曜日の開催が多い。また、自治公民館など地域施設での開催場所については、ほとんどその変動過程は見られない。

第2節 「六月灯」個別事例の変容過程

前節において、都城市の「六月灯」は、自治公民館との関連性が高いことが示された。それでは、どのようにして関連性は高まっていったのか。その過程から、一体何がみえてくるのか。前節4項で示した3類型の個別事例の変容過程をみていくことにより明らかにしていきたい。

1. 「旭丘（ひのお）神社六月灯」——「(名称) 神社名— (主催者) 神社」の個別事例

旭丘神社は歴史的に格式のある神社であり、社務所には宮司が常駐している。旭丘神社の主たる祭典日は、春祭（祈年祭）が2月28日、夏祭が7月28日、例祭が10月28日、秋祭（新嘗祭）が11月28日である。「旭丘神社六月灯」は、この神社の夏祭の祭典日に行われる。この祭典日の祭事構成は、昼間に「神事」「直会」をして、夜に「六月灯」が行われる⁹。日が暮れかかると地域住民が参拝に訪れ、奉納された灯籠の灯りがともされ、露店と地域住民による演芸が賑わいを演出し、夜もふけると花火が打ち上がる。これが、現在行われている祭事構成であるが、以前は地域住民による演芸は行われていなかった。それでは、どうして演芸が行われるようになったのであろうか。

旭丘神社宮司A氏の「今までは、氏子、各戸からなんかしらのお金をお願いしていたんですが、今はその、この辺はですね、なくなりました。……あちこちから入れまじっておられますから、そういう（氏子の）意識付けというか、意識もないみたいです」（2008.1.31 Interview）との発言にもあるように、地方都市といえども近代化・都市化による地域社会の変容過程において、近隣神社の産土神に自分は守られているというような、住民の氏子的な土着意識は希薄化していく。そして、近隣神社の社会的機能自体も減少していく。またA宮司が、「今、地域のコミュニケーションとか何とかいって、どこ行っても（六月灯を）やっていますからね。でもねえ、その公民館単位でやるもんだから、そこをとりまく氏神様の六月灯という、本来の形が薄れてきているということはあるのかなと思いますけどね」（2008.1.31 Interview）と説明するように、戦後都城市では地域住民が公民館活動の一環として、主に自治公民館を会場にして独自で「六月灯」（夏祭り）を立ち上げていく。この動きからも、「六月灯」の「産土神社の夏祭り」という伝統的性格は希薄化していく。それに伴って、「旭丘神社六月灯」の参拝者も漸減していき、格式ある神社の「六月灯」の衰退ぶりが問題化してくる。

そこで、A宮司がこの問題を神社の役員会に相談するところから、この祭りの再生活動が始まる。この役員会は、宮司が「代表役員」となり、その下に「責任役員」がおり、その他に各地区からの代表としての「総代」で構成される。総代は10人いて、その中から責任役員が2名選出される。任期は3年であるが、元気な限りは続けるようである。総代は、この神社の場合、姫城町・八幡町・甲斐元町・蔵原町・東町が対象地区となり選出されるが、各町の自治公民館の館長もしくはその役員が地区代表として就任している。なお、2008年1月時点での責任役員は、甲斐元自治公民館館長と姫城公民館役員との2人である。ここに、近隣の公共的な地域活動における地域リーダーの存在が垣間みえる。

旭丘神社は姫城町の北西の角に位置するため、八幡町と隣接して、甲斐元町とも近接する。この姫城町・八幡町・甲斐元町では、3町とも各自治公民館が独自に「六月灯」を開催していた。旭丘神社は姫城町に所在するため、姫城町の自治公民館が独自で開催する「六月灯」を「旭丘神社六月灯」に統合して、賑わいぶりを再生していく案が考えられる。しかし、そもそも姫城町の自治公民館が、自地域の公民館を会場にして、独自に「六月灯」を開催した理由に、旭丘神社の所在位置の問題があった。この神社は町の北西の角に所在するため、姫城町の南あるいは東地区の住民にとっては遠く、隣町の早鈴町自治公民館が開催する「六月灯」の会場の方が近いという問題が生じていた。その問題を解決するために、町の中央に位置する自治公民館を会場とする「ひめぎ六月燈」が1983年（昭和58年）に立ち上がったという背景があり、統合して旭丘神社で「六月灯」を行うことには簡単に踏み切れない理由があった。一方、旭丘神社としても、姫城町内に社が所在するとはいっても、5つの町区から「総代」として地区代表を選出しているため、神社本来の支援体制を維持していくためには、一つの地区との関係性を強めていくことは難しいという事情があった。このような状況を踏まえ役員会で検討を重ねた結果、「旭丘神社六月灯」は、2003年から姫城町・甲斐元町・八幡町の3町合同の祭りとして神社を支えていくこととなる。そして、3町の当番制として、当番町の自治公民館が中心となってその年の演芸や出店など賑わいの演出を仕切ることとなる。

なお、八幡町の自治公民館は、この3町による協同運営を契機にして、自地域の「六月灯」を「旭丘神社六月灯」に統合させるという現実的な対応を行う。八幡町は「旭丘神社六月灯」と同じ日に違う場所で、自治公民館が毎年独自に「六月灯」を開催していた。この町は、姫城町・甲斐元町より面積が狭く、かつ半分以上の地域が中心市街地領域に所在しているため、住民の郊外居住化など中心市街地の典型的な衰退化事象の影響から、3町の中では最も人口減少と高齢化が進んでいた。姫城自治公民館の広報紙『必隣』（No.269号、平成20年5月1日発行）に掲載されていた2008年2月1日現在の3町の世帯数と高齢化率は、姫城町が811世帯・26.16%、甲斐元町が534世帯・29.39%、八幡町が187世帯・32.40%となっている。八幡町はそれゆえに、「旭丘神社六月灯」は3年間に1回担当する当番制とはいえ、独自開催に加え「六月灯」を2ヶ所で行う体力はなく、独自開催の「六月灯」を「旭丘神社六月灯」に統合することを選択する。その結果、3町の中では最も住民が少ないが、「八幡は一発（独自ではせず「旭丘神社六月灯」一本）でやりますので、参加者というのは、結構八幡町の方が多いんですよ」（A宮司2008.1.31 Interview）という状況になっている。

3町が協同で支えるに当たっては、「旭丘神社夏祭り奉賛会」という組織を作って運営する。この組織は会長2人・総括1人・宮司が代表する形をとっており、会長は神社役員会の責任役員2人が就任して、総括は当番町の自治公民館館長になっている。地域住民の動員となると、自治公民館の主導のもとで青壮年部・婦人部・PTAなどの地域住民組織に頼らざるを得ない構図が見えてくる。このように神社主催で神社の境内で行ってきたほとんどの「六月灯」が、主催は神社で持続していても、今では自治公民館との協同なくしては成立しなくなっている。ただ、経費について、主催者である神社が全て持っている。2007年の「旭丘神社六月灯」では、36の会社・病院・商店から、抽選会の景品提供などの協賛があったが、全て神社が集めている。

2. 「下長飯（しもながえ）馬頭観音六月灯」、「御伊勢講社六月灯」、「秋葉神社・蛭子（ひるこ）神社六月灯」 ——「(名称) 地域の小社・小祠名— (主催者) 自治公民館」の個別事例

都城市の「六月灯」では、格式のある神社はもちろん、小社や小祠、はては田の神までも灯籠を奉納する地区さえある。また、都城盆地は畜産が盛んであるため、その守護神である馬頭観音は、至るところに祀られている。かつて都城地域ではどこでも馬頭観音講が開かれ、馬頭観音祭りが盛んであったが、時代が変わって牛馬の畜力を機械が肩代わりするようになると、あまり開かれなくなった（都城市史編さん委員会編1996:10,88,496-497）。そういった状況のなかでも、下長飯町の馬頭観音祭りは例年7月25日に行われ、この地区の「下長飯六月灯」として賑わっている。この祭りは「下長飯自治公民館」が主催して、馬頭観音の祠に隣接する「木ノ前公園」を会場にして行われている。『都城市史 別編民俗・文化財』の「都城市内の六月灯と開催地（平成4年度調べ）」（都城市史編さん委員会編1996:413-415）によると、馬頭観音の「六月灯」は18ヶ所で開催されており、前述の田の神の「六月灯」は4ヶ所で開催されている。

それでは「六月灯」は、馬頭観音や田の神などで代表されるような農村地区の庶民の間でのみ広まったもの

かといえ、決してそのようなことはなく、都城市の中央商店街に所在する、江戸期からの商人の町としてその伝統を引き継いできた上町や中町でも、「六月灯」は現在最も重要な年間行事となっている。

まず、上町の「御伊勢講社六月灯」をみていきたい。馬頭観音講や田の神講が主に農山村に盛んであるのに対し、伊勢講は主に町方の商人たちの間で行われた。上町では古くから「御伊勢講」が行われており、1893年（明治26年）の大火後に催されたときの記録によれば、講員は14人、掛け金は一人3円、くじが当たったあとの掛け金は3円50銭であった¹⁰（都城市史編さん委員会編1996:90）。この「御伊勢講」は、現在でも奇数月の24日に行われている。「御伊勢神社を公民館に作ったとですよ。前は小さいお宮を各家庭で廻し持って、講があるたんび、それを持って移動しよったです。僕なんかも車がない頃は、自転車に積んで、講があるところに持って行きよったですよ。そうしよったけど、もう面倒くさいから、もう神社をつくらうということで、自治公民館に小さい神社をつくったとですよ」（上町自治公民館館長B氏2008.3.7 Interview）。このように上町自治公民館の敷地内に御伊勢講社がつくられ、この地区の「六月灯」は、御伊勢講社の夏祭りとして、自治公民館主催でかつ自治公民館を会場として行われている。開催日は、御伊勢講が24日に行われていたので、「六月灯」も7月24日に曜日に関係なく行っていたが、子供の参加しやすさを優先して、7月の第4あるいは第3土曜日に変更した。

また、都城市中央商店街のもう一つの一角を占める中町の場合は、つぎの中町公民館館長C氏の説明に集約される。「中町の場合はですね、駐車場のところに、一応2つの神社があるわけですよ。火の神様と商売の神様が。で、六月灯はその駐車場のところで大体していたんだけど、こちらはちょっと賑やかにやりたいもんだから、こっちの大丸モールがあるでしょ。あそこん向こうに公園が出来ちよっですよ。あれが出来たもんですよ、あそこでやったんですよ」（2008.1.25 Interview）。中町は、自治公民館の隣りに町営の駐車場を保有している。そこに「秋葉神社」（火の神）と「蛭子神社」（商売の神）という2つの小祠が祀られており、中町地区の「六月灯」は、この2つの神社の夏祭りとして中町自治公民館が主催し、この駐車場を会場として行っていた。そして、中町に所在する地元資本の百貨店「都城大丸」がショッピング・モールを新設した際に、そこに隣接する形で「ワンパーク公園」が作られた。現在、中町地区では、「六月灯」を更に盛り上げていくために、この広くて開放的な公園で「六月灯」は行われており、雨天時は屋根のある町営の駐車場に変更となる。開催日は、神社の夏祭りの祭典日である、7月3日に例年行っている。ただ、この時期はまだ梅雨時のため、7月後半での開催希望が住民からあるが、小祠といえども神社の祭典日に行うべきとの意見があり変更されていない。

このように小社・小祠の「六月灯」を昔から支えてきた地域住民組織〈講〉の性格の違いはあっても、現在では「下長飯馬頭観音六月灯」「御伊勢講社六月灯」「秋葉神社・蛭子神社六月灯」の3事例とも自治公民館が主催して「六月灯」を行っている。戦後都城市で公民館制度が導入され、その後共同的な地域活動がいかにより自治公民館の活動に集約されていったかがうかがわれ、そしてその集会的仕組みが今も継続していることが理解できる。このような「六月灯」は開催場所・開催日も自治公民館の判断で変更が可能であるがゆえに、3類型のなかでは、通時的な変動過程が最も多く見られる類型となっている。伝統を保持しながらも、「六月灯」を継続するために、時代の変化に応じて内容を変容させていく工夫がみられるのである。

3. 「ひめぎ六月燈」——「(名称) 自治公民館名あるいは地域施設名—(主催者) 自治公民館」の個別事例

「ひめぎ六月燈」は、姫城町の地域住民組織である「姫城自治公民館」が活動の一環として1983年（昭和58年）に新しく立ち上げた近隣祭りである。それ以前は、姫城町の住民は「旭丘神社六月灯」へ行っていた。しかし、同節1項で既述したように、この神社が姫城町の北西の角に所在するため、南あるいは東地区の姫城町の住民にとっては遠かった。当時、姫城町に隣接する早鈴町と甲斐元町は、それぞれ独自で「六月灯」を開催していた。両町の自治公民館が、自地域の自治公民館を会場にして行っていたのである。上記の姫城町の南あるいは東地区の子供たちは、「旭丘神社六月灯」よりも早鈴自治公民館の「六月灯」の方が近いため、そちらに行ったりしていた。このような問題を解決するために、そして地域の子供たちに夏の思い出を残してあげようという趣旨で、姫城町の青壮年部から声が上がリ、町の中央に位置する自治公民館を会場として、姫城自治公民館主催の「ひめぎ六月燈」が立ち上がったのである。

「ひめぎ六月燈」の開催日は、住民が参加しやすいようにとの配慮から、7月の第3土曜日に行われている。そして、そもそも子供たちに夏の思い出を残してあげようという趣意を掲げて始まったがゆえに、子供神輿を当日繰り出す。また、地域住民の減少により、それまでこの自治公民館の最大の行事であった運動会が廃止された今、この近隣祭りは最も重要な行事として位置づけられている。各家庭に配布される趣意書には、「ひめぎ六月燈実行委員長」「姫城自治公民館長」「青壮年部長」「婦人部長」「明道小学校PTA地区委員長・南小小学校PTA地区委員長・姫城中学校PTA地区委員長」の連名で、この近隣祭りへの参加を呼びかけている。実動部隊の核になる姫城青壮年部の2008年度「六月灯」の日程をみると、7月から事前準備が本格化し、同自治公民館が支援している「旭丘神社六月灯」まで含めると、7月1ヶ月間の活動は「六月灯」一色となる。当日の祭事構成は、昼から子供神輿が町内を回り、17時30分から神事が始まる¹¹。そして、18時から演芸が始まる。2008年の演芸は、明道小学校・南小学校の児童や青壮年部代表・婦人部代表など全部で7組が演技した。そして、花火が上がり、最後に抽選会があって終了となる。「ひめぎ六月燈」を立ち上げたとき、隣町の早鈴町や甲斐元町の「六月灯」との違いを出すために、「手作りの六月燈」を目標に掲げる。その一環として、出店は露店業者に依頼することなく、青壮年部が焼きそばを作り、婦人部がだんご作り・いか焼きを担当し、PTAがかき氷を作るなど、まさしく全ての行事を手作りで行っている。

市の全域で行われている「六月灯」の数が減少しないどころか、名称を神社や小社・小祠に限定せず開催地の数だけをみていくとむしろ増えているという量的変容は、また都城市役所商業観光課で入手した「平成20年度各地域六月灯・夏祭り開催日等一覧表」に記載されている会場名で単純に区分すると、神社や小社・小祠ではなく公民館を会場とする「六月灯」が最も多い結果となっている量的変容（前節3項）は、つぎの二つの事実が大きく起因する。一つは、戦前から行われてきた「六月灯」が、名称・主催者・支援者を変容させながらも、その多くが継続されてきたことであり、もう一つは「ひめぎ六月燈」のように、戦後自治公民館が自分たちの近隣祭りを新しく立ち上げてきたことである。また、「現在では六月灯は灯籠が中心になっていず、出店（露店）や舞台上の踊や歌、奇術、ロックバンドが華やかになり、夏祭り化してきた」（所崎 2001: ⑤）のように、祭事内容にも質的変容が起きてきた。ただ神社・小社・小祠を起源に持たず戦後に立ち上がった、すなわち歴史的な継承基盤を持たない「(名称)自治公民館名あるいは地域施設名—(主催者)自治公民館」の類型でも、祭事内容は「灯籠」「演芸」「花火」の3要素と「神事」で構成されており、「六月灯」の伝統的な基本形態を保持している。

第3節 公民館制度と自治公民館の実相

「六月灯」は「産土神社の夏祭り」であるとの前提認識のもとで調査を開始した。そこには、「六月灯」は、強い地縁的つながりで表象される、近隣住民の氏子的住民意識に支えられてきたという仮説を立証する作業がともなっていた。換言すれば、「地域的相互主義」的コミュニティ意識の残存という「内的資産」の「遅れてきていることの特権」の存在を確認する作業がともなっていた。しかしながら、その存在の可能性は、前節の「旭丘神社六月灯」の事例でみたように打ち砕かれる。実態は、自治公民館が支援し、維持して、新しく立ち上げてきた、自治公民館との結合性の高い近隣祭りであった。そこには、地域住民の動員、地域活動の集約化、地域活動の創生、という側面から結合性を高めていった過程があった。それでは何ゆえにそのような過程は生み出されてきたのか、何か構造的な社会的基因が存在するのだろうか、という問いがつぎの段階として設定される。

前節で描かれた各類型の自治公民館との結合性を高めていった構図や様相は、自明のごとく、そうみえさせている構造的基因を根底に持っているはずである。しかも、これらの基因は単独でそのようにみせているだけでなく、交錯するなかで生じた社会的効果としてみせているのかもしれない。本節以降で、本論文における事例の現象的帰結——「六月灯」の多さと継続性——を支えている構造的基因を明らかにして、その基因間の相互作用から生まれた社会的効果が、いかにして現象的帰結へ影響を与えているかを探っていきたい。その解を求めるための前提となる実証的考察として、まず都城市の公民館制度と、個別事例として姫城町の自治公民館活動をみていきたい。

1. 都城市の公民館制度——公立公民館と自治公民館

昔の村落・集落には、相互扶助のための十数戸からなる単一組合である「郷中」という組織があった。祥事・不祥事に限らず何か起こると郷中で助け合い、それでも不足して人手を要するときは隣の郷中にも依頼して処理した。明治時代に入ってから、人口が増加し食料の生産も多くなり、社会の変化に即応して郷中も何々馬場とか何々集落とかいわれるようになり小村落を形成していく。1889年（明治22年）4月の町村制施行後、旧来の小村は大字と称するようになった。その大字内の戸数が多ければ、複数の区に分割して長を置き自治組織による運営を行った。都城地方でも、区長を選んでの自治組織が明治の中期以降は各地に生まれて活動を行っていた。そして、大正期にかけて公会堂を拠点とする区の活動が、区長を中心に各地区でも活発に行われるようになっていった。1941年（昭和16年）太平洋戦争が起こると、わが国では「国家総動員令」を発して、全国の各区に隣保班を組織させ戦争の非常時に対した。今までの小集落（ムラ・集落・馬場）を隣保班と改称し、幕藩時代における郷中の組織と運営を引き継ぐ結果となった。戦時中は国の方針に協力し、戦後は日本再起動の原動力としての役割を担ったのである（都城市史編さん委員会編 1996: 40-41, 46-47）。

1945年（昭和20年）8月の終戦を機に、わが国は平和国家・文化国家および福祉国家の建設に向けて国民の総力をあげて邁進し、今日の繁栄をみるに至る。1949年（昭和24年）6月には、「社会教育法」の制定により各市町村で公民館を設置し、行政の指導と協力のもとに民主主義思想の普及徹底を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進に取り組むことになった。都城市では、1950年（昭和25年）に「都城市公民館条例」を告示し、社会教育の総合拠点である都城市公民館を、神柱神社境内の旧社務所に設置した。上記条例に基づき、地域住民の福祉と充実を図り住民の要望に応えるため、1951年度には分館を設置し、1957年までに設置された分館は60館を数えるまでになっている。そして、「都城市公民館運営審議委員会」や「分館長会」を設置して、公民館活動の発展・充実に努めている。また、従来の公会堂に代わって市内全域に自治公民館（社会教育法では「公民館類似施設」という）が設立され、建物は従来の公会堂を利用したり、または個人宅を借用したり、あるいは建造物は持たない組織中心の活動を「青空公民館」と呼ぶなどして自治活動が続けられた。終戦後は、文部省の指導により各区に自治公民館を設置して、従来からの慣習的運営から脱皮し、新たに規則や規約など文章化したものを作成し、組織も総務部や教養部・安全部・環境衛生部・体育部・広報部など、各館に応じた組織を設けて運営し、それらの活動は年とともに活発となり多岐にわたった（都城市史編さん委員会編 1996:42,47-48, 2006:1032-1033；社会教育推進全国協議会編 1999:26）。

それでは、現時点で、都城市の公民館制度はどうなっているのだろうか。都城市では、町内会や自治会とかいう形での地域住民組織はなく、地縁的な住民自治活動は自治公民館活動として行われ、現在でも公民館制度は継続されている。この公民館制度の体系は、大きく「公立公民館」と「自治公民館」の2つに分かれる。公立公民館は「中央公民館」と「地区公民館」で構成され、市の教育委員会に所属し、学校・図書館・美術館と同様に教育機関の一つとして位置づけられる。中央公民館は、公立公民館の総合拠点である。昭和40年代に入って建設を推進した地区公民館は、中学校区ごとに15館設置されている。内訳は、2006年1月合併前の旧都城市域内の11館（姫城・小松原・妻ヶ丘・祝吉・五十市・横市・沖水・志和池・庄内・西岳・中郷）と旧北諸県郡4町域内の4館（山之口・高城・山田・高崎）である。各地域の自治公民館は、その所在地区によって各々の地区公民館の管内自治公民館として位置づけられる。自治公民館は、市街地では行政区域の町ごとに原則一つ所在して、郊外の面積の広い町には二つ以上所在するなどして、都城市では300館（旧都城市域内に170館、旧北諸県郡4町域内に130館）が存在する。

ここで、公立公民館と自治公民館の違いを明確にするために、それぞれの定義を導き出しておきたい。まず、大きくは、公立公民館は行政が地域住民のために作った施設であるが、自治公民館は地域住民が自主的に作り運営している組織であるという違いが提示できる。宮崎県では、町内会、自治会、あるいは商店会など、さまざまな名称で呼ばれてきた地域住民の自治組織を、1972年（昭和47年）に統一して「自治公民館」と呼ぶことを申し合わせる。公立公民館は、1949年（昭和24年）「社会教育法」が制定され、この法律に基づいて作られた。その定義を、「市町村その他一定区域の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の推進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と規定している（奥田 1989:123）。これに対して、自治公民館につい

ては、宮崎県公民館連合会で申し合わせた定義によると、「地域住民の創意により、地域住民のために、住民の手によって自主的に運営される組織であり、施設である。住民の生活向上と自治能力を高め、明るく住みよい地域づくりを目的とする組織であり、施設である。住民の心の拠所であり、住民の学習や交流活動の場・地域活動の拠点としての組織であり、施設である。地域住民の親睦と融和を図り、相互理解と連帯感を高め、コミュニケーションを深める組織であり、施設である」と規定される（浜田 2002:148-154）。

つづいて、都城市の公民館の活動内容についてみてみたい。中央公民館と地区公民館は、公立公民館経営の基本方針をつぎのとおり掲げている。「都城市公民館は、教育基本法の理念と都城市市民憲章の精神を基調として、相互の連携を保ちながら、逞しい身体、豊かな心、優れた知性を備えた人間の育成と、真の民主的な国家社会の形成者として、人づくりをすすめることを本旨として経営にあたる。都城市公民館は、市民の生涯学習体制の確立を目指すとともに、社会教育の中核機関としての運営充実、生涯各時期に対応した学習条件の整備に努める」（都城市教育委員会中央公民館編 2009:36,45）。それでは、自治公民館の活動内容はどうであろうか。市が発行している『広報都城』2007年10月号「特集 自治公民館って何？」では、自治公民館の機能についてつぎのように説明する（都城市企画部秘書広報課編 2007:2-5）。「都城市の自治公民館は、各種学級の開設や講座の開催、交流の場などを提供する社会教育施設としての自治公民館と、地域の課題を自ら解決し、良好な地域環境をつくり出し出ていく団体（全国的には『自治会』『町内会』といわれる自治組織）の機能を兼ね備えています」。また、2008年7月に自治公民館館員世帯に配布された都城市市民生活部コミュニティ課作成の自治公民館加入促進パンフレット『都城市の自治公民館』では、「自治公民館とは、自分たちの課題を自分たちで取り組む『自治会』としての機能を持ち、また社会教育の拠点として『公民館』の機能をあわせもっています」と説明する。自治公民館活動は、「住民自治機能」と「社会教育機能」の2つの機能に集約して説明されるのである。

菊池美代志は、多様な町内会機能を分類するにあたり、生活集団的性格に立脚して6種類——①親睦機能（運動会・祭礼・慶弔など）、②共同防衛機能（防火・防犯・清掃など）、③環境整備機能（下水・街灯・道路の管理維持）、④行政補完機能（行政連絡伝達・募金協力など）、⑤圧力団体機能（陳情・要望）、⑥町内の統合・調整機能——をあげた。この分類に対して、⑦社会教育機能や⑧地域代表機能を追加する必要があるとの指摘をのちに得たことを記している。また、最近の活動をみると、高齢者を対象とする⑨地域福祉機能や、地域文化の保存と創造という⑩地域文化機能を追加する必要も感じると述べている（菊池 1990:223）。都城市では地縁的な住民自治活動は自治公民館活動として行われるので、自治公民館は、菊池が町内会機能としてあげる6種類の機能を保有していることがみてとれる。この6機能のほかに、菊池が追加する必要がある機能の一つとしてあげる「社会教育機能」が、次項で説明するとおり社教連という組織を公立公民館が指導・支援・助言することにより、働いているところに、都城市の自治公民館の特色があるといえよう。

2. 公民館の社会教育機能——社教連による系統化

「別途、社教連という組織があります。社教連と一体になってやっていることが、都城の特徴ではないでしょうか」。この発言は、2006年7月31日にインタビューした中央公民館長D氏が、都城市の公民館制度について説明したものである。「社教連」とは、一体どのような組織なのだろうか。都城市では、社会教育・地域福祉の発展のために、公立公民館の機能拡充に努めてきた。そして、社会教育の充実に関して、つぎの基本計画を定めている。「社会教育関係団体等の組織強化やリーダーの養成を図り、情報交換や研修の機会を充実し、地域課題に取り組む活動への支援に努めます。また、社会教育関係団体等の組織強化・連携を支援し、子どもから高齢者までの世代間交流の促進に努めます」（都城市教育委員会中央公民館編 2009:10）。この社会教育関係団体等の組織強化・連携の支援として核となる仕組みが、1972年（昭和47年）4月1日に立ちあがった「社会教育関係団体等連絡協議会」（以下社教連）である。市の教育委員会（生涯学習課）と公立公民館（中央公民館・地区公民館）が、自治公民館との連携を密にしながら、社教連の活動を指導・支援・助言して社会教育を推進するのである。社教連は、公立公民館と自治公民館——同じ公民館という名称がついていても、前述のとおりその出自・性格は違う——を連結するものとしての役割を担う。中央公民館—地区公民館—自治公民館という系統化を、社会教育を推進するうえで、別途社教連という組織を絡ませることによって強化するのである。

社教連の組織は、地区公民館単位で「地区社教連」が構成される。ただ、構成されているのは2006年1月合併前の旧都城市域内の11地区のみであり、旧北諸県郡4町は構成されていない。地区社教連は、活動目的や対象となる住民階層に応じて形成された各「地区連絡協議会」により構成される。この各地区連絡協議会に、管内自治公民館の地域の該当する住民組織・社会団体が所属する形をとる。そして、地区社教連およびその各地区連絡協議会は、「市社教連」および「市連絡協議会」に集約される。社教連の役員は地域住民が就任するため、社教連は住民自治によって運営され活動が行われているとなる。「市社教連」および「市連絡協議会」には中央公民館が、「地区社教連」および「地区連絡協議会」には地区公民館が指導・支援・助言する体制を組む。これ以外に、中央公民館と地区公民館はそれぞれ、主催事業・学級・教室・学習グループなど独自に社会教育・生涯教育を推進するための活動を自己の公民館施設において行っている。

そこで、11ある地区公民館のなかから、姫城地区公民館の地区社教連のケースをみて、具体的に理解を進めていきたい。この地区社教連は、8つの地区連絡協議会で構成されている（図1）。

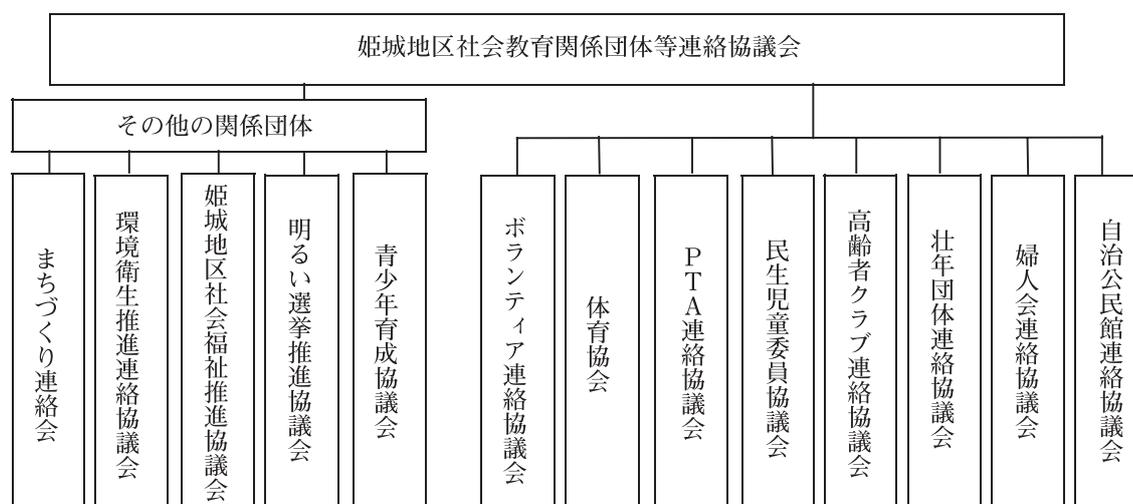


図1 「姫城地区社会教育関係団体等連絡協議会」組織図

（出所：都城市教育委員会中央公民館編，2009，『平成21年度 公民館経営案』P52）

姫城地区公民館の管内には、14の自治公民館（姫城・都鷹・八幡・中町・牟田町・蔵原・上町・西町・早鈴・甲斐元・松元・竹ノ下・宮丸西・下長飯）が存在する。このなかで、姫城町のケースをみていくと、「ひめぎ六月燈」の趣意書に名前を連ねていたように（前節3項）、地域住民組織（ここでいう社会教育関係団体）として自治公民館はもちろん青壮年部、婦人部、PTAが存在している。これらは、順に姫城地区社協連の自治公民館連絡協議会、壮年団体連絡協議会、婦人会連絡協議会、PTA連絡協議会に所属する。なお、姫城町には高齢者クラブはないため、高齢者クラブ連絡協議会には所属していない。このように、残り13の自治公民館ごとに姫城地区社教連の各連絡協議会への所属の有無が決まっていく。姫城地区社教連と各地区連絡協議会は、地区公民館で毎年4月から6月の間に総会を開催する。自治公民館連絡協議会や婦人会連絡協議会は、地区代表者会を毎月開催して情報の伝達・交換を行い、社教連の関連行事を推進していく。また、各地区社教連を総括する市社教連の総会も毎年6月に開催され、各連絡協議会のなかでは、自治公民館連絡協議会や壮年団体連絡協議会が地区のみでなく市全体の総会も開催している。そして、年度末には市社教連振興大会や市自治公民館振興大会が開催され、優良自治公民館などの表彰が行われる。

役員については、姫城地区社教連では会長・副会長（2名）・書記会計（1名）・監事（2名）・理事（若干名）を置いている。姫城地区社教連に属する各連絡協議会は、ともに会長・副会長・書記会計の役員を置いている。姫城地区社教連の会長は姫城地区自治公民館連絡協議会の会長が就任し、会長以外の役員は自治公民館連絡協議会以外の連絡協議会からの輪番制としている。各地区連絡協議会の会長は、それぞれ加盟している地域住民

組織（社会教育関係団体）の代表者のなかから選ばれる。11の地区社教連を総括する「市社教連」では、会長・副会長（2名）・事務局長（1名）・監事（2名）の役員を置いている。市社教連には、各地区の連絡協議会を総括する「市連絡協議会」が8団体（市自治公民館連絡協議会・市婦人会連絡協議会・市壮年団体連絡協議会・市高齢者クラブ連絡協議会・市民生児童委員協議会・PTA連絡協議会・子ども会育成連絡協議会・芸術文化協会）所属するが、市社教連の会長は市自治公民館連絡協議会会長が就く。それ以外の役員は、8団体の代表者および役員の中から選ばれる¹²。すなわち、社教連の役員は、市および各地区とも、すべて地域住民から選出されている。

地域の住民組織や社会団体のなかで自治公民館とPTAは各地域に存在するとしても、青壮年部や婦人部が活動している地域は少なくなっている。今や姫城地区公民館管内において青壮年部が活動しているのは姫城町と早鈴町のみ、同様に婦人部は姫城町を含め4町しか活動していない。したがって、姫城地区社教連の壮年団体連絡協議会に所属しているのは14地域のうち2地域のみ、同様に婦人会連絡協議会に所属しているのは4地域のみとなっており、14の自治公民館の全ての地域が所属しているわけではない。その点、自治公民館連絡協議会には14の自治公民館全てが所属していると考えられるが、一つだけ自治公民館長の判断で所属していない。また、各地域とも高齢化率は年々上昇し高齢者は増加しているため、高齢者クラブ連絡協議会には全ての地域が所属してもおかしくない。しかし、所属すると補助金が出る代わりに、年度予算組成・会計報告などが必要であり、時には動員もかかったりして堅苦しいため、囲碁やカラオケなど自治公民館において仲間内では楽しむとしても、団体を作ってまでして連絡協議会に所属することはしていない地域もある。

都城市の教育委員会は、平成21年度の生涯学習・社会教育の充実に係わる現状と課題の一つとして、「自治公民館連絡協議会を中心とする社会教育関係団体等が力を出し合ってまちづくりに取り組んでいます。近年は会員数の減少や会員の意識の低下、または他団体との連携が薄れている団体も見受けられます。今後そのような団体等をどう強化していくかが課題であり、合わせて活動に対する支援も求められています」と述べている。また、姫城地区公民館の経営上の問題点と推進方策の一つにも、「現在、自治公民館を含めて8つの社会教育関係団体の組織があるが、各民主団体の共通課題は会員の高齢化と組織加入者の減少が上げられる。結果的に、組織が弱体化し活動のマンネリ化は否めないため、地域の活性化の観点から民主団体の組織の拡大と育成を図っていく」ことがあげられている（都城市教育委員会中央公民館編 2009:5,49）。市の教育委員会生涯学習課や中央公民館・地域公民館の自治公民館への働きかけに関わらず、地域住民の高齢化や自治公民館・青壮年部・婦人部など地域住民組織への加入者の減少などの要因から、社教連の系統的な組織の弱体化が進むのである。

3. 姫城町の自治公民館活動——自主性の保持

地域住民組織としての自治公民館の自治活動を、「姫城自治公民館」の個別事例によりみていきたい。「姫城自治公民館規約」には、活動の基本的事項が網羅的に規定されている。まず活動組織について、上記規約に規定されている役員構成に依拠して図示すると「図2」のとおりとなる。

「平成19年度姫城自治公民館役員一覧表」をみると、まず主たる役員である館長・副館長（3名）・会計（1名）・地区会計（2名）・監事（3名）の氏名が掲示されている。つぎに事業部である、総務部長・副部長、環境衛生部長・副部長、福祉部長・副部長、広報部長・副部長が名前を連ねる。そして、団体部である青壮年部長・副部長（3名）、婦人部長・副部長・書記・会計の氏名と、PTAの地区長（姫城中学校）と支部長（明道小学校・南小学校各1名）が掲載されている。この青壮年部と婦人部は、「姫城自治公民館規約」第8条3項に「運営（事業）部門の部長・副部長は館長が選任し、団体部門の代表者を団体部長に委嘱する」と規定されているように、事業部——自治公民館の直轄であり自治公民館の事業のみを推進する部門——とは性格が異なる。自治公民館の活動組織では団体部として位置づけられるが、本来は独立した地域住民組織であり、①主催事業、②自治公民館事業、③社教連事業というように、三段階にわたって事業を行っている。それから、顧問（2名）・運営審議員（7名）・民生児童委員（4名）・地区委員（9名）の氏名が続き、この「役員一覧表」には総勢51名が名前を連ねている。なお、「姫城自治公民館規約」で団体部として示されている高齢者部と育成部については、前者は囲碁クラブや女性高齢者の親睦会、後者はPTAなどが実態として活動しているが、地域住民組織とし

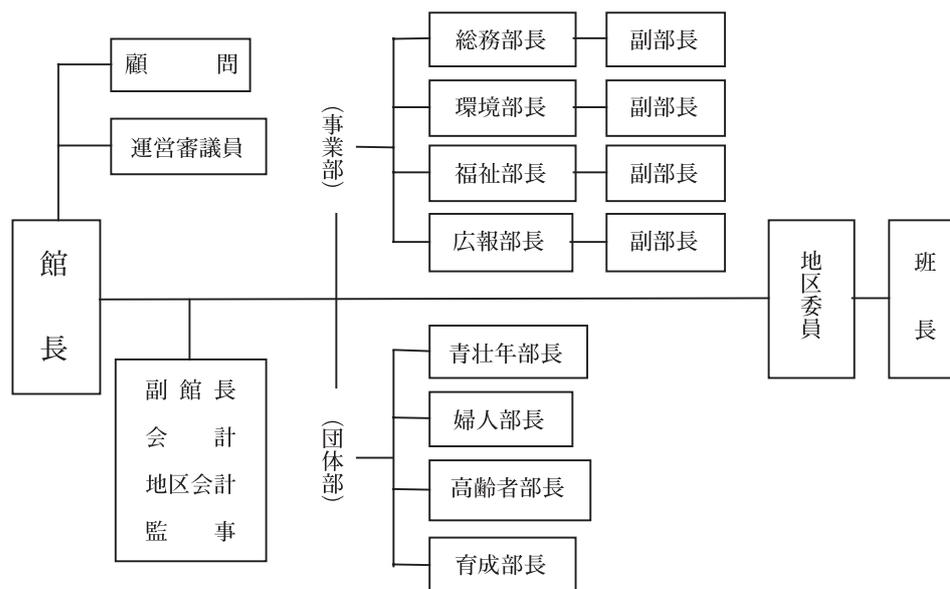


図2 姫城自治公民館の活動組織（役員構成）

〔「姫城自治公民館規約（2003年4月改正）」をもとに筆者作成〕

て組成していないため役員の掲載はない。

この51名のうち役職が重複しているケースもあり、とくに青壮年部の部長・副部長は、全員が自治公民館の三役（館長・副館長・会計）あるいは事業部の部長・副部長を兼任している。平成19年度は、青壮年部長は次期館長含みで自治公民館副館長を兼任し、青壮年部の3人の副部長のうち一人は自治公民館の総務部長、一人は自治公民館副館長と総務部副部長、一人が会計と福祉部副部長を兼任している。青壮年部の主要メンバーは、年齢を重ねていくにつれて自治公民館の役員に組み込まれていく構図が読み取れる。そのため、青壮年部に新規メンバーが加入せず人材が育っていかなければ、いずれ自治公民館・青壮年部ともに組織が弱体化していくことになる。住居者自体が減少していき、かつ高齢化が進む地域では厳しい前提条件を突き付けられているわけだが、地域活動の実働部隊として中核的な役割を担う青壮年部の消滅は地域活動の衰退に直結するため、それは絶対に避けたいというのが、青壮年部関係者の願いである（姫城自治公民館総務部長兼青壮年部副部長E氏2011.3.16 Interview）。

つぎに「平成19年度姫城自治公民館（地区委員・班長）一覧表」をみてみたい。この自治公民館は468戸（2007年4月現在）の館員世帯を保有するが、その館員に対する連絡・配付・徴収作業を円滑に行うために地区割りをしている。その体制は、まず9つの区に分割され、さらに各区で班分けをして、総数50班で構成されている。各区に地区委員が1名、各班に班長が置かれる。次期の地区委員と班長は、現在の班長が中心になって、各地区・各班で決めることになっている。地区委員は、各班の連絡・調整にあたり区内を統括する。班長は、班世帯を代表し、班長会に出席して協議に参加し、自治公民館業務の推進にあたる。地区委員と班長の具体的な業務は、自治公民館費の戸別徴収——館費1ヶ月500円×3ヶ月＝1,500円を年4回各家庭を回り徴収、県・市・公民館・地域団体などの広報紙の戸別配布・回覧、ごみ袋の戸別配布、赤十字募金や赤い羽根共同募金など募金の徴収、敬老会の該当者の調査・出席者の届け、新年会・七草祝いの合同祈願参加者の届け、がある。地区委員と班長の任期は1年で、公平に分担し合う建前から、輪番制となっている。ただ、高齢者家庭が増えており、班長の仕事を重荷に感じている家もあるため、各班内で相談し支え合って業務を遂行している。

それでは、自治公民館はどのような活動を行っているのか。年間行事を、自治公民館が主催する行事と、社教連関連の行事に分けてみてみたい。主催行事のなかで、広報紙関連や総会・役員会・班長会などの打合せ会の行事を除くと、地域住民のための行事としては「ひめぎ六月燈」「敬老会」「七草祝い合同祈願祭」「新年会」がある。この4行事のうち、「敬老会」「七草祝い合同祈願祭」「新年会」は順に高齢者、子供、大人の年代別

階層を対象にするため、住民全員を対象にして年代別・男女別階層を横に紡ぐ行事は、「ひめぎ六月燈」がその役割を担うことになる。なお、2009年（平成21年）に新しく立ち上がった主催行事がある。それは「姫城自治公民館もちつき大会」である。隣町の早鈴町などの自治公民館がすでに実施していたこともあるが、「ひめぎ六月燈」以外にも子供のための行事を増やそうという趣旨から、青壮年部・婦人部の協力のもとで始まった。第2回目である2010年は12月12日（日）に開催され、小学生を中心に約30人の子供が集まり賑わった。今では子供たちにとって、楽しい行事の一つになっている。

社教連関連では、地区自治公民館連絡協議会が月1回のペースで主催する館長会に自治公民館長が出席し、市や協議会からの連絡事項の受理、館長からの要望の提言、そして情報交換などが行われる。あと自治公民館連絡協議会関連の行事としては、市で一斉に行う環境美化運動や募金運動の各自治公民館単位での推進や、地区別に行っている成人式の地区公民館での開催などがある。このような行事は、館長を中心とする自治公民館が主体となって、実働部隊である青壮年部・婦人部・PTAなどの地域住民組織・社会団体と横の連携を図りながら遂行されていく。「平成20年度姫城自治公民館決算報告書」によると、活動にあたって市から1,005,020円（含む資源サイクル・街灯料金）の補助金を受けている。一方、自治公民館から地域住民組織・社会団体への助成は、①育成部費（PTA3支部活動助成）60千円、②青壮年部費（青壮年部活動助成）170千円、③婦人部費（婦人部活動助成）100千円、④高齢者部費（みごち会活動助成）50千円、⑤六月燈助成費（六月燈実行委員会助成）200千円、が配付されている。

「（連絡協議会の許可がないと、活動ができないということはあるのですか？／質問者：筆者）いえ、そんなことはないですね。ここは、ほんとに連絡協議会ですね。実態は（体系図でいえば）一番下部、一番下の方（地域住民組織のこと）が中心です。実態の方が、もうはっきりしていますから、したくなかったらしませんと、このなかに入りませんと、いうところもあります。私たちはわずらわしいから自分たちだけでやりますという、高齢者クラブもあります。割合、まあ、都城でいうなら、自分で勝手にやりたいようにやると。いやなら補助金はいらぬから自分たちでやると、そういう精神がまだこのあたりはありますね。」（姫城自治公民館館長F氏 2008.1.24 Interview）

もちろん、各自治公民館とも、行政からの要請に対してできることは協力を惜まず推進する。ただ、あくまでも地域住民組織の現実的な対応により、住民自治を自主的に運営していく姿勢が都城地域で保持されてきたことは、これまで記述してきた、いくつかの事例によって確認できる。それは、①地域の住民自治活動が自治公民館活動に集約されてきたことを示す「六月燈」と自治公民館との結合過程をみていくなかで、②行政の組織化の網がかぶせられる要請のもとで、郷中一公会堂—自治公民館の流れを基盤に持つ住民自治活動の歴史的過程をみていくなかで、③実態として現実的に地域活動を支える自治公民館およびそれ以外の地域住民組織と社教連との関係性をみていくなかで、④現時点でも主体的に新しく立ち上がっていく地域住民組織の主催行事の存在をみていくなかで、例証されうる社会的な事実である。

つづいて、地域活動の実態を支え地域住民組織の中核的役割を担う、青壮年部と婦人部の活動についても、姫城町の活動実績からおさえておきたい。「平成17年度姫城青壮年部員名簿」（平成17年4月1日）によると、48名の部員が登録されている。また、「平成17年度青壮年部役員名簿」には、部長（元市役所助役）、副部長3人（自営業2人・市会議員）、会計（市役所職員）、班長3人（自営業2人・市役所職員）、監査2人（自営業・会社員）の名前が連なる。48名の登録者がいるとはいえ、いつも活動に顔を出すのは、役員陣に班長経験者など5名を加えた10名強のメンバーである。若い新規部員を増やすこととともに、登録部員の参加率を高めることも課題となっている。青壮年部の年間行事は、①主催する行事、②自治公民館の行事、③社教連関連の行事に三分類できる。主催行事としては、総会・定例会・忘年会を除くと、「姫城児童公園清掃」と「姫城ゴルフ大会」がある。「ひめぎ六月燈」は、自治公民館の主催ではあるが、そもそも青壮年部の提案で1983年（昭和58年）に始まった活動でもあるため、青壮年部の年間行事のなかで自治公民館と一体となって最も力を入れている行事である。社教連関連の行事は、市および地区の社教連、自治公民館連絡協議会、社会福祉推進協議会の行事が一つずつ行われているが、関連性が最も強い壮年団体連絡協議会の行事が7つと多い。

つぎに婦人部の活動に移りたい。「原則としては、町内に住む婦人の方は全員婦人部員なんですけども、そのなかでキチンと登録なりして、常に連絡網のなかで動く人数というのが40人からいるんですよ」(姫城婦人部部長G氏 2008.1.25 Interview)。この40名という数は、他町の婦人部と比較しても多い。その理由は、どこにあるのであろうか。役員は、部長・副部長・書記・会計の4人である。任期は2年で、一斉に4人が入れ替わるのではなく、2人ずつ1年ごとに入れ替わっていく。役員の就任に関して特徴的なのは、新規加入者が役員になることである。入会すると同時に役員になるわけだが、このやり方が団結心を生むと、G部長は説明する。すなわち、約40名の部員のほとんどが役員経験者であるため、自己の経験知から役員あるいは活動に対して協力的であるという。それと、このやり方だと役員の固定化が生じず、活動の私物化が起きない。目的志向型のアソシエーション的活動においては、カリスマ的な強いリーダーシップが求められることがあるが、姫城婦人部の方法は、地縁的親睦型の住民活動におけるリーダーシップのあり方を示唆しているようで興味深い。

婦人部の年間行事は、青壮年部と同様、①主催する行事、②自治公民館の行事、③社教連関連の行事に三分類できる。この年間行事のなかで最も力を入れているのが、3月に主催行事として行う「ふれあいバザー」である。この活動が長続きしている理由は、「やっぱりみんなで集まって作るという作業そのものが、あのほんとにみんな楽しみにしている活動なんです」(G部長)という言葉に集約される。婦人部の「平成18年度収支決算報告」によると、「ふれあいバザー」の収支決算で87,680円の純益を計上している。自治公民館からの助成金に、このような利益を活動資金に加えることにより、他町の婦人部では徴収している部費をもらうことなく十分な活動を可能にしている。婦人部は、社教連関連の行事も精力的に協力して支えている。ただ、婦人会連絡協議会との関係についてG部長は、「私は上から下に降りるんじゃなくて、下から上にあがっていると思うんですけど。各町なり、婦人部や壮年部がありますよね。それがその町、ここでしたら、姫城・早鈴・下長飯・八幡、あと7町ぐらいありますけど、その集まりで姫城地区の、この連協(連絡協議会)をつくるという形になっているんです」と発言する。この発言からは、市および地区社教連や婦人会連絡協議会が主催する行事は、各町の婦人部が協力体制を敷いて支えているという思いがうかがえる。そして、ここでも地域住民組織の自主的な運営に対する自負が表出するのである。前述の姫城自治公民館F館長の発言にもあった実態を支える活動体の重要性、自明なことかもしれないが、これがなければいくら形式的なものを作ったり被せたりしても、実質的なありようをみせていく地域住民活動は成立しないことを、姫城町の地域住民組織の活動から学び取ることができる。

4. 小括——社会教育機能と住民自治機能

本節1項で都城市の公民館制度、2項で社教連の仕組み、3項で自治公民館活動の実態をみてきた。三者が絡み合う関連性の帰結は、自治公民館活動が「社会教育機能」と「住民自治機能」の二つに大きく集約されることに明示されている。「社会教育機能」は公立公民館(中央公民館—地区公民館)—自治公民館という公民館制度を基盤にして、社教連という仕組みを絡ませ、いわゆる「タテの系統化」によりその機能の強化を図ってきた。一方「住民自治機能」は自治公民館を基軸にして、青壮年部・婦人部・PTAなどの地域住民組織や社会教育団体が「ヨコの連携化」を図ることによりその機能を維持してきた。

そして自治公民館活動の実態調査が進むにつれて、自治公民館の性格を形成する基底的要因として、まずもって分かりやすく顕在化したのは、地域活動主体としての自主性の存在である。それは、地域内のそれぞれの地域住民組織や社会教育団体が「実態を支える活動体」として保有する集合意識の存在であり、それぞれの自主性が自治公民館を基軸とするヨコの連携化によって生成する集合意識の存在である。この自主性の存在は、第2節の「六月灯」と自治公民館との結合過程を描いた3類型の変容過程からも例証されうる社会的事象である。それなくして「六月灯」が支援され、維持され、創生されることはなかった。

第4節 自治公民館の今日的性格

本節での目的は、第2・3節で抽出された実証的知見にもとづき、都城市における自治公民館の今日的性格を明らかにすることにある。それは、「六月灯」と自治公民館の結合性が高いがゆえに、自治公民館の今日的

性格に「六月灯」を現在でも支えている構造的基因が潜んでいると考えるからである。その構造的基因こそが、これからの地縁的な地域活動を活性化するための示唆的提起をしてくれるのではないかと期待するものである。

前節で、自治公民館の性格を形成する基底的要因として、「ヨコの連携化」により生成する自主性の存在を示した。この自主性と「タテの系統化」による制度的影響との関連性は存在するのか、もし影響を受けてきたとすればそれはいったいどのようなものであろうか。この問いに対する探求は、自治公民館の今日的性格を明らかにするうえでの重要な前提考察となる。そこでは、「外的資産」の「遅れてきていることの特権」をどのように定位すればよいのかという課題が浮上する。

1. 「タテの系統化」と「ヨコの連携化」——絡み合いのなかでの性格形成

都城市の自治公民館の今日的性格を把握するためには、「タテの系統化」と「ヨコの連携化」の絡み合いを解きほぐし、両者は二律背反的な存在なのか、前者が後者を分節化・弱体化させるものなのか、もしくは両者が補強し合うという相互補完性は存立し得るのかなど、両者の関係性を明らかにしていく必要がある。そして、両者の関係性が、「六月灯」を現在まで支えてきた自治公民館活動の自主性に、どのような影響を与えてきたのかを明らかにすることが要請される。

この両者間をめぐる議論で思い起こさせられるのが、1960年代から70年代にかけて展開された「町内会論争」である。玉野和志は、『町内会論争』自体は、これを提起した中村のねらいが、町内会にたいする否定的な先入見が存在することへの批判を意図していたこともあって、イデオロギー的な色彩の強いものになってしまった。しかしながら町内会を否定するか、肯定するかといった問題との関連で、さまざまな事実認識レベルでの対立も同時に明らかにされていった」と指摘する。その明らかにされていった問題の一つに、「町内会の歴史的な起源論ないし本質論」をあげる¹³。「つまり町内会はそもそも歴史的にも五人組などの系譜をひく国家行政の末端機構であったとする見方と、確かに戦時中は最末端の国民細胞組織として位置づけられてしまうが、本来は住民たちが生活の必要から自発的に結成した生活協同組織であったとする見方の対立である。前者の立場からは、町内会は起源的にも国家の手で強制的に『上から』組織されたものであって、現在それが存続しているのも、行政の末端事務を任されていることが大きく影響していると考えられた。これにたいして後者の立場からは、少なくとも戦時体制に入るまえの町内会は、住民自身の手で『下から』組織されたものであって、きわめて自然発生的なものであったとされる」（玉野 1993:32-33）。このように、町内会論争における町内会の歴史的な起源論ないし本質論は、「上からの行政による強制的な組織化」と「下からの住民による自然発生的な組織化」という二つの対極的なとらえ方を、二項対立的に議論することによって成立した論争であった。

この二つの対極的なとらえ方は、自治公民館の今日的性格を把握していくうえで、有用な分解された要因として分析の基底に置くことができる。たとえば、前者のとらえ方であれば、自治公民館の自主性は弱体化されるものであり、後者であれば自主性は醸成化されるものであるという一般的知見が用意されるであろう。しかしここで重要なのは、両者をそもそも二項対立的にとらえていいのだろうかということである。「遅れてきていることの特権」の基本概念は、内的資産にせよ外的資産にせよ、それが現在まで継続してきた事実の意味を置いている。そこでは、一般的知見をいったん棄却して、実証的検討を通じて価値中立的に再評価する作業がともなう。上記の二項対立的なとらえ方に関して、玉野はつぎの示唆的な見解を提示する。「次に問題となるのは、田中重好が強調する行政や政党による『上から』の組織化という側面である。かつての『町内会論争』では国家行政の末端機構か、自然発生的な自治組織かという論点が二者択一の問題とされたが、地区類型論¹⁴を前提としたさらに綿密な実証的検討の段階においては、もう少し複雑な両者の絡み合いを射程に入れることが可能になる。先にあげた田中のごく簡単な類型論的叙述は、国家の地方政策との関連を考慮に入れたうえで、さらに発展させるべき可能性を含んでいるといえよう」（玉野 1993:43）。田中重好は上からの組織化と町内会の叢生の関係について論じているが（田中 1979）、それを玉野はつぎのように紹介する。「中村同様、田中も文書資料を丹念に検討することによって、町内会の前身組織は町内会におけるなんらかの『有志団体』であって、これが『全戸加入組織』に転換することによって町内会が成立したとしている。……しかしながら田中は、中村のような単純な町内会の『自然発生説』は採らず、その後展開する行政による整備や政党による組織化の動きを重視する。『かくして、町内会の叢生は、国家・行政による奨励策と政治的な参加の道が大

幅に開かれたことに連動して生みだされたものであると結論される』のである」(玉野 1993:40)。自発的で自主的な有志団体が、上からの組織化との絡み合いのなかで地域社会を代表する住民自治組織へと変容するという、第三のとらえ方を提示するのである。

都城市の公民館制度の構築過程における、行政によるタテの系統的な組織化と、地域住民組織によるヨコの連携的な組織化との関係性は、2008年7月に自治公民館館員世帯に配布された都城市市民生活部コミュニティ課作成の自治公民館加入促進パンフレット『都城市の自治公民館』のなかのつぎの記述からもその一端を感じ取れる。「元々都城市でも、住民自治組織を『自治会』や『町内会』と呼んでいました。約50年前に、自治を通じて社会教育をすすめるために、自治会の集会所を『公民館』と位置づけることで、地域の人材づくりをすすめるべきだという考え方がひろがりました。このため、組織名称を『自治公民館』と称するようになったのです。したがって、公民館としての機能を持っているという以外は、他市の『自治会』や『町内会』と変わらない組織だといえます」¹⁵。

『都城市史 通史編 近現代』によると、上記「約50年前」に相応する1957年(昭和32年)に、「都城市は、市公民館条例に基づき『都城市公民館運営審議会』や『分館長会』を設置し、公民館活動の発展・充実に努め、市民生活や文化の向上、地域福祉を推進した」と記されている。1949年(昭和24年)6月「社会教育法」の制定を受け、都城市では翌1950年(昭和25年)8月に「都城市公民館条例」を告示し、社会教育の総合拠点として都城市公民館を設置する。そして、地域住民の福祉と充実に図り住民の要望にこたえるために、1951年度(昭和26年度)に市公民館条例により分館を設置し、これを契機に1957年(昭和32年)までに設置された分館は60館を数えるまでになった(都城市史編さん委員会編 2006:1032-1033)。長野県飯田市の公民館数について、つぎのような記述がある。「人口10万人余の都市に、各地区ごとに18の公民館(市公民館を入れると19)があり、さらに旧村単位に自治公民館が97(条例分館27、類似分館70)あり、……」(姉崎・鈴木編 2002:22)。地区ごとの18の公民館が都城市でいう地区公民館であり、市公民館が中央公民館に該当する。そして、自治公民館は条例分館と類似分館に分けて記述している。都城市の60館を数えるまでになった分館の全てが、条例分館なのかどうかを確定できる記述は『都城市史』のなかに見つけることはできない。

いずれにせよ1957年(昭和32年)は、1951年(昭和26年)から始まった分館の設置促進政策が60館に増えるに当たって、その組織化・体系化が図られた政策進展の年であったと考えられる。そして、このつぎの組織化・体系化が図られた政策進展の年は、地区公民館の設置促進と社教連の創設が行われた1960年末から70年代にかけての時期であったといえよう。自治を通じて社会教育を進め地域の人材づくりを可能にするために、「住民自治機能」——地域住民組織のヨコの連携化により醸成されてきたもの——を基盤にして、「社会教育機能」——行政が社教連という組織と一体になって、タテの系統化を推進するなかで強化されてきたもの——を付与していく、この二者間の絡み合いのなかで、戦後自治公民館の性格は形成されてきたのである。

2. 「外的資産」の「遅れてきていることの特権」——制度的効果と機能的効果

本論文における事例の現象的帰結——「六月灯」の多さと継続性——を支えてきた基底的要因として、強い「地域的相互主義」的コミュニティ意識の残存という「内的資産」の「遅れてきていることの特権」の存在をまず仮定した。しかしその仮定が成立しないことは、「六月灯」の個別事例をみることにより明らかになった。つぎに仮定された基底的要因は、縦系列で統一的に体系化された公民館制度の残存という「外的資産」の「遅れてきていることの特権」の存在であった。しかし、その存在より先に基底的要因として顕在化したのは、地域住民組織の自主性の存在であり、それらがヨコの連携化によって生成される自治公民館活動の自主性の存在であった。これは、自治公民館の社会教育機能——タテの系統化により強化されてきたもの——の側面しかみえていなかったのが、住民自治機能——ヨコの連携化により醸成されてきたもの——の重要性を気づかせる過程でもあった。

その過程を経て浮かび上がってきたのが、公民館制度の残存という「外的資産」の「遅れてきていることの特権」の存在は、自治公民館活動の自主性の存続において、二律背反的な関係として全面的に否定されるものかという問題である。すなわち、この「外的資産」の「遅れてきていることの特権」をどのように定位すればよいかという問題である。この論点に関しては実証的検討において価値中立的に再評価することの重要性を前

項で説いた。結論を先取りしていえば、両者は決して二律背反的な関係ではなく、また前者が後者を分節化・弱体化するものでもなかった。社会教育を促進するための行政によるタテの系統的な組織化とその存続が、自治公民館活動の自主性を結果的に持続させる関係性が成立していたのである。それは、以下の三つの事実に依拠して説明できる。

一つは、社会教育を促進するための行政による組織化が、「上からの行政による強制的な組織化」であったのかどうかである。この論点を分かりやすく議論するために、ここで一つの事例をみておきたい。それは、住民に「自治の心」を取り戻してもらうことにより地域再生に成功した、宮崎県綾町の「自治公民館運動」である（郷田 2005）。この運動を成功に導いた立役者は、1966年（昭和41年）に綾町の町長に就任して以来24年の長期にわたって町長を務めた郷田實である。郷田は行政に寄りかかりすぎている住民に、何とか自治の心を取り戻してもらいたいという考えから、全町民総参加の町づくりを目標に掲げる。そして、その第一歩が区長制の廃止であった。綾町に自治公民館制度が生まれたのは1965年（昭和40年）のことである。しかし、それに先立つ1948年（昭和23年）4月、戦後いち早く民主青年団を結成した綾町四枝地区で、集会や学習の場の必要性を感じて、青年団が中心になって公民館を建設したのが、この地区の自治公民館の始まりであった。1951年には綾町の立て直しを目指した地域公民館の施設設置促進運動が起こり、集落単位で22の公民館と区長制度ができる。それから10年後の1961年に、行政区の区長と公民館長が兼任することが決まる。しかし、このことは自治公民館活動の弱体化を意味した。綾町では先行していた自治公民館と町行政の地区が同一だったため、戦後の日本が復興を果たし町行政が充実してきて、しかも自治公民館長と区長が兼任となると、どうしても行政の力のほうがまさって、自治公民館による活動は形骸化してしまう。この形骸化と軌を一にして、住民の自治の心も徐々になくなり、行政への依存ばかりが目立つようになった。

そこで、1966年（昭和41年）に町長に就任した郷田が最初に手をつけたのが、自治公民館の再生であった。その第一歩として、行政の末端機関である区長制の廃止を打ち出したのである。その理由を郷田はつぎの順序で説明している。「もともと住民たちはお互い助け合いながら、自分たちの身の回りをより良くするために、足りないところを足しあったり、工夫したり、工面しながら生活してきた。ところが農地解放により自作農が誕生し、経済の高度成長とともに、生活が安定するに従い、金に頼り人に頼らない空気が広がっていった。また行政への寄りかかりが始まり、行政の批判や町長や町行政への悪口ばかりいう、口を動かすだけの町民になってしまった。それに拍車をかけたのが、区長と公民館長の兼務だった。行政の手先としての仕事を中心に、自治公民館の仕事はほとんどしなくなった」。この状況を打開するために、郷田は区長制を廃止し、今まで区長が担当していた仕事は行政でやることにし、自治公民館長は住民のための仕事に専念してもらう体制を作ったのである。これが功を奏して自治公民館長の動きが活発になり、自分たちで町を作るんだ、町をよくするんだという意識が横溢するようになる。かつて夜逃げの町といわれたほど人々の生活は苦しく、封建的で閉鎖的な地域であった綾町が発展したのは、まさに公民館制度の土台があったからであるといわれる所以がここにある（浜田 2002:164-166,172-174）。郷田は、この外的資産としての公民館制度について、つぎのように述べている。「私が望む全員参加の町づくりを実現するには、各集落単位で参加してもらうのがいちばんいいと考えたのでした。その意味で綾町が集落単位で、すでに自治公民館を持っていたことは、私にとって非常に幸いなことであったと思います」（郷田 2005:83-84）。

民主主義思想の普及が進んだ戦後の日本においては、戦時中に行われたような、上からの行政による強制的な組織化を可能とする土壌は失われた。しかし上からの行政による組織化が、強制的ではないにせよ、先行して存立していた集合意識——住民の自治の心や地域住民自治組織の自主性——を弱体化させることがありえることは、綾町の事例が示すとおりである。上からの組織化の比重を区長制度から公民館制度に移すことによって、先行して存在していた下からの住民による自然発生的な組織化の動きを復興させたのである。都城市の場合、戦後、行政の末端機関である区長制度は採用しなかった。ゆえに、郷田がいう行政の手先としての仕事を中心に、町行政の世話役として町から任命された名誉職でもある、行政区の区長は存在しなかった。地域社会における行政連絡伝達などの行政補完機能は自治公民館が担ってきたが、この機能が決して第一義的に優先されるものではなく、あくまでも自治公民館が持つ共同防衛機能や親睦機能などの諸機能の一つにすぎず、これによって自治公民館活動の自主性がそがれるようなことはなかった。

それでは、行政・公立公民館が社教連と一体となって、自治公民館の社会教育機能を強化するためにタテの系統的な組織化を強化した都城市の公民館制度を、どのように定位したら良いであろうか。同じ公民館制度といっても、綾町の場合とは違うものなのか。むしろ区長制度と同じような制度的影響を与えてきたものなのか。「姫城自治公民館」の個別事例でみてきたように、この制度のなかで自治公民館は決して末端的な状況下に置かれているわけではなく、行政とは対等な立場で活動を行ってきた。この関係性は、鈴木榮太郎が指摘する講の一般的性格に近似するものである。鈴木は、講の組織には冷徹な合理性が存することを指摘する。そして「これは農村の無制限な隣保共助に向かわんとする道義や感情に加えた正しい制限であって、わが国の村における家の権威と独立はこれによって、無制限・無秩序から救われてきたと思われる。農村の結社がみなもともと多く講の形式をとったのもそのためである。労働力の相互扶助に加えた制限にユイの制度がある。講と全く性格を同じくするもので、ひとしくその冷徹な合理性がこの制度を今日まで存続せしめ、また農村を秩序あらしめてきたものである」（鈴木 1968:347-348）と述べる。すなわち、都城市における地域住民組織には、「実態を支える活動体」として現実的に対応する合理性が存在しており、タテの系統的な組織化を強化した公民館制度とは協調関係を維持しながらも、できないことについては自主的に制限を加えてきた。この強制的でない緩い規制の関係が、自治公民館活動の合理性を自主的に発揮する環境を持続させ、その社会的効果として公民館制度を今日まで存続させてきたともいえるのである。

二つ目に依拠する事実、縦系列で統一的に体系化された公民館制度の制度的効果として表出するものである。それは、自治公民館活動が他地域の活動との比較評価のなかに置かれることを意味する。その状況を形成するのが公民館制度の統一性である。この統一性は、急激な地域開発にともなう人口流入により、自治会・町内会・公民館など性格の違う地域住民自治組織が混在する地域よりは、それぞれの地域活動の比較検証を容易にする。この制度的効果としてあげられるのが、「ひめぎ六月燈」や「姫城自治公民館もちつき大会」が例証しているように、地域住民組織の主催行事が主体的に立ち上がっていく事実である。新しい地域活動を立ち上げるには相応の原動力を必要とするが、公民館制度の統一性はそれを生みだす集団間の相互作用と改善圧力を形成する。かといってこの統一性は、決して強制力を持っているものではない。立ち上げる理由が、他地域で実施しているから自地域でも実施するというように、必ずしも独自性を持っていなかったとしても、活動状況が劣後している自治公民館は自主的に改善していくことが要請されるのである。

公民館制度が生みだす制度的影響は、第2節で「六月灯」と自治公民館の結合性を高める側面として示したとおり、①地域住民の動員となると自治公民館の主導のもとで青壮年部・婦人部・PTAなどの地域住民組織や社会教育団体に頼らざるを得ない構図、②戦後共同的な地域活動が自治公民館活動に集約されていった過程、③地域住民が自治公民館のもとで新しい地域活動を立ち上げていく様相、へとつながっていく。地域を代表する住民自治組織が自治公民館のみであること、それが社教連を媒介して公立公民館と体系的な社会制度を構築していること、この公民館制度の存続が自治公民館への近隣活動の集約化を促してきた。それと、公民館制度の統一的な制度的効果が、地域住民組織に自己改善圧力を生みだし自主性の発揮を促し、上記の三つの事象を生起させる構造的基因となっている。公民館制度の残存という「外的資産」の「遅れてきていることの特権」の制度的・社会的効果が、行政によるタテの系統的な組織化と地域住民組織によるヨコの連携的な組織化の交錯のなかで、自治公民館活動の自主性を強制的にではなく内生的に促してきたことをここに確認できるのである。

三つ目に依拠する事実、公民館制度の第一義的目的である——行政・公立公民館が社教連と一体となって推進してきた自治公民館の社会教育機能の強化による社会的効果についてである。一つ目・二つ目の依拠する事実が公民館制度の制度的側面からアプローチしているのに対して、三つ目は自治公民館の機能的側面に力点を置いてみていくものである。そこでは、地域づくりの実践において、いかに住民自治機能と社会教育機能の融合化による推進が重要であるか、またいかに社会育成機能の強化が住民自治機能の自主性の発揮を促すか、という論点が提起される。この議論を分かりやすく進めていくために、ここで一つの事例をみておきたい。それは、長野県飯田市竜丘地区で1989年から進められた「むとす竜丘委員会」による地区基本計画づくりの限界と課題についてである（姉崎・鈴木編 2002:253-269）。この地区基本計画づくりは必ずしも成功したわけではなく、最終的には1995年に中間報告が提出された段階で計画づくりは中断している。この時点での中断理由については、「竜丘のいいところを組織しながらというむとす竜丘委員会と、開発（インフラ整備）そのも

のを考える自治会との意見の差」という見解があげられている。

宮崎隆志は、この事態については多面的な総括が必要であるとしながら、ここでは「地域づくり実践の展開が意味するもの」という文脈に即して、つぎの三点を指摘している。「第一に、むとす竜丘委員会は公民館組織ではないが、公民館実践も地域づくりに対しては共通した立場に立つことからすると、このことは公民館実践の論理と自治会の論理が依然として分離していることを意味している。第二に、自治会に即して換言すれば、これまでにみたような公民館実践の論理は自治の論理として内在化されていない。自治会として地域の要求を実現する場合に、公民館実践の論理は必要とは思われていない。第三に、公民館側に即して言えば、二つの問題があって、その一つは、現段階の公民館は『地域的教養』学習に基づいて、地域の協同性を再構築する可能性を持っているのであるが、竜丘に固有の生産や生活の論理までも象徴するものではない。『地域的教養』は開発に抗し得る教養ではあっても、新たな地域創造を可能にする教養はまた別のものであった。それだけでは内部の対立を理解し合う鍵にはならないからである。もう一つは、分館¹⁶レベルでそうした公民館実践が展開される必要があることである。現代的な地域課題学習は分館単位で展開されなければ、『自治』あるいは行政活動の拠点としての自治会の側での公民館理解が変化することは考えにくい」（姉崎・鈴木編 2002:263-265）。

このように竜丘地区で、進められた地区基本計画づくりの限界と課題が示される。都城市の自治公民館の場合は、自治会の機能——住民自治機能——と、公民館の機能——社会教育機能——が一体となっている制度的効果により、自治会の論理に公民館実践の論理が内在化する環境が形成され、竜丘地区の限界と課題を乗り越える状況が維持されてきた。この状況は、地域の人材づくりにつながっていく社会的効果へと結実する。前項で紹介したが、2008年7月に自治公民館館員世帯に配布された都城市市民生活部コミュニティ課作成の自治公民館加入促進パンフレット『都城市の自治公民館』のなかに、「元々都城市でも、住民自治組織を『自治会』や『町内会』と呼んでいました。約50年前に、自治を通じて社会教育をすすめるために、自治会の集会所を『公民館』と位置づけることで、地域の人材づくりをすすめるべきだという考え方がひろがりました。このため、組織名称を『自治公民館』と称するようになったのです」という記述がある。地域自治を通じての社会教育の推進により地域の人材づくりを進めるといふ、地域づくり実践の展開が行われるのである。姫城自治公民館が子どもたちのために新しく立ち上げた地域活動——「ひめぎ六月燈」や「姫城自治公民館もちつき大会」——は、その社会的効果を例証している。

ただ、地域自治を通じての社会教育の推進により地域の人材づくりを進めるといふ地域づくりの実践は、戦後の公民館運動によって初めて行われたわけではなく、昔から行われてきた社会的事業である。たとえば「博多祇園山笠」という都市祝祭は、自地域の住民を地域みんなで育てていくという「社会教育システム」を、その祭りを実現していく過程で機能させていた（竹沢 1998:32-45；竹沢編 1999:8-9,30-33,91-95）。地域社会の自己存続と拡張を可能にするためには、自地域内の青少年を育てることが必然とされる状況下では、住民による自主的な社会教育システムの運営が実践されていた。しかし、社会教育機能が学校などの中間集団に移譲されるにつれて、地域社会の自主性を発揮し維持するうえで重要な契機を果たしてきた地域の人材づくり活動の必要性が希薄化する。大阪府枚方市では、地域づくりを進めていくためには、「まちづくり・住民活動・社会教育（公民館）の三角形」の形成が必要であることが提起されている（姉崎・鈴木編 2002:349-350）。地域社会における人材づくりの必要性が喪失していくなかで、公民館制度の第一義的目的である、行政・公立公民館が社教連と一体となって推進してきた自治公民館の社会教育機能の強化は、住民自治機能に社会教育機能を内在化させ、これにより自治公民館活動の自主性を持続させる社会的効果へとつながっていったのである。

3. 小括——制度活用による再生可能性

本節では、都城市における自治公民館の今日的性格を、「タテの系統化」と「ヨコの連携化」の絡み合いのなかで明らかにすることを目的に置いた。それは、自治公民館活動の自主性と、行政・公立公民館が社教連と一体となって推進してきた「タテの系統化」による制度的影響との関連性について考察することでもあった。また、そこには公民館制度の残存という「外的資産」の「遅れてきていることの特権」をどのように定位すればよいかという問題を内包していた。この公民館制度の残存は、自治公民館活動の自主性の存続において、決して二律背反的な関係ではなかった。強制的ではない緩い規制的關係による制度的効果が自主性を持続させて

きた。しかし、一方で公民館制度の統一性による制度的効果が、地域住民組織に自己改善の圧力を与え自主性の発揮を促してきた。また、行政・公立公民館が社教連と一体となって推進してきた自治公民館の社会教育機能の強化が、住民自治機能に社会教育機能を内在化させ、これにより自治公民館活動の自主性を持続させる社会的効果へとつながっていった。

このように公民館制度の残存という「外的資産」の「遅れてきていることの特権」の存在は、全面的に否定されるものではなく、むしろこの制度を活用しての地域社会の再生可能性を匂わせるものとして定位されるのである。

第5節 現象的帰結の構造的基因

前節までの分析から、本論文における事例の現象的帰結——近隣祭りの開催される数の多さとそれが減少していないという継続性——を支えてきた構造的基因として、自治公民館活動の自主性をあげた。そしてその発揮を促し持続させてきた構造的基因として、公民館制度の残存という「外的資産」の「遅れてきていることの特権」の存在との相互補完的な関連性を示した。しかし、これだけで「六月灯」の多さと継続性の理由を十分に説明し切れているのだろうか。否、そこには二つの視点からの説明が欠けていると考えられる。

一つは、この構造的基因を明らかにするためには、大きく分けて二つの側面からのアプローチが要請される。それは、第1節で示したとおり、祝祭的地域活動の質的側面と量的側面の二つを指す。前者は祭事構成や祭りそのものの魅力の問題を内包する。後者は支える人がいない限りは継続しないという前提のもとで運営主体の問題を内包する。前節までの事例分析は、後者の問題を優先して行ってきた。それは本論文が地域活動の継続性を重視しており、そのためには活動を支える運営主体の問題が鍵要因を握ると考えるからである。ただ分析の対象とする事例が祝祭的地域活動である以上、質的側面からの実証的知見を抽出する作業を回避するわけにはいかない。本節で質的問題に内在する構造的基因を記しておきたい。

もう一つは、「都市研究の現代的課題は、都市社会構造の現代的変容に対応する新しいコミュニティ論、あるいは従来とは異なる領域的含意を持つ集合的アイデンティティ論を示すこと」（中筋 2005:225）に近接できているかという問題である。これまでの本論文における事例分析は、「実態を支える活動体」としての地域住民自治組織の今日的性格を、「外的資産」の「遅れてきていることの特権」という通時的不変性との関連性に力点をおいて明らかにしてきた。それゆえに、都市社会構造の現代的変容に対応する説明が十分になされていない。中山間地域と市街地周辺地域だけでなく、中心市街地およびその周辺市街地においても地域活動の継続性の観点から問題視される居住者の減少とそれに伴う高齢化による影響を示し、その結果「六月灯」を継続させる構造的性を生み出してきた事実を最後に記して本論文を締めることとしたい。

1. コンパクト化された仕組み——活動構成と活動空間

上述した祝祭的地域活動の質的問題に内在する構造的基因としてあげたいのが、二つのコンパクト化された仕組みである。その一つは、「活動構成のコンパクト化」である。これは、「六月灯」が、数時間で行うことが可能で、出演者も大人数を必要とせず、基本行事も「灯籠」「演芸」「花火」という分かりやすい三要素で構成されている祝祭特性にある。このコンパクトさは模倣性を高め、新しく始める際の立ち上げやすさと、その後の続けやすさを提供する。戦後都城市では自治公民館が活動の一環として、独自の「六月灯」を立ち上げてきたことを既述した。そして戦後立ち上がったといっても、三要素を核とする祭事構成の伝統的基本形が維持されてきた事実も示した。戦後「六月灯」が新しく立ち上がり継続してきたのは、自治公民館の自主性とその発揮を促してきた公民館制度の制度的効果に依拠するところが大きい。模倣性の高いコンパクトな祭事構成も基底的要因の一つになっていたのである。

二つ目は、「活動空間のコンパクト化」である。これは、祭りの関係者や観客などの参加者の居住範囲と、この祝祭的活動が代表する地域の範囲が一致しており、かつそれが狭域的であることを意味している。これが、活動会場の空間全体を地縁的親密圏として構成し、ふるさとの情緒豊かな楽しい夜祭りの集合的記憶を残し、その活動を再生産していく原動力となっている。そもそも「六月灯」は農村の娯楽的行事であり、一般の庶民・

集落の人々にとって、にぎわう夏祭りは最大の楽しみであった。地方都市といえども、近隣社会で経験する機会が減少した「顔が見える」地域環境を、この二つのコンパクト化された仕組みが作り出している。

2. 地域集団の論理——合理的判断による現実的対応

地縁的な地域活動と、居住者の減少とそれに伴う高齢化との関連性問題は、第2節「旭丘神社六月灯」での八幡町の自治公民館の事例で少し触れた。そこでは、住民の郊外居住化などにより典型的な衰退化推移をたどった中心市街地区域に所在する地域社会が、現実的に対応することによって地域活動の継続性を担保するという状況を垣間見ることができた。地域社会を取り巻く都市社会構造の現代の変容に対して、合理的判断により現実的対応を選択する「地域集団の論理」が生起していた。地域社会から子どもがいなくなり、地域住民組織の自主性を促してきた子どもの社会育成の必要性が減少し、青壮年層が薄くなり実働部隊としての青壮年部や婦人部が消滅し、「ヨコの連携化」による自治公民館の自主性の生成機能が失われたとき、また人口や世帯数は増加しても自治公民館に加入する世帯が増えないとき、地縁的な地域活動は活性化どころか再生産すらおぼつかない。

1970年代後半に始まった郊外居住化や出生数減少化の傾向は、バブル経済崩壊後の1990年代以降にその問題性を露見させ、現在に至るまで衰えることなく進んできた。このような都市社会構造の現代の変容の状況下でも、本論文における事例の現象的帰結——「六月灯」の多さと継続性——を表出させたのは、これまで述べてきた祝祭的地域活動の二つの側面に内在する構造的基因——質的側面から抽出される二つのコンパクト化された仕組みと、量的側面から抽出される地域住民組織の自主性とそれを促し維持してきた制度的枠組み——の存在があった。これら基因は、現代の変容にあらがう形で、地域住民組織の自主性を防御し再生産を促す機能を働かせてきた。そこには、本論文では「外的資産」として定位している文化的・社会的制度の「遅れてきていることの特権」の制度的効果が発生していた。しかしながら、前述した都市社会構造の現代の変容は、地域住民組織の自主性を一方的に欠如させ、「六月灯」の継続性を減壊させるだけであろうか。実はこの現代の変容こそが、その問題性が露見する1990年代以降に、「六月灯」の継続性を支える新たな構造的性を形成する契機として顕在化するのである。

中心市街地とその周辺市街地で、あるいは中山間地域と市街地周辺地域で、若青壮年層が薄くなり高齢化が進み、一方で郊外市街地において人口が増加しているとはいっても自治公民館加入率が向上しない状況下で、地域活動において大きな動きとなって表れてきたのが、運動会などの大仕掛けの活動が継続できずに中止される様相である¹⁷。地域住民の減少、特に子どもが減少して自治公民館主催の運動会が中止となった地域では、「六月灯」が自治公民館の最大行事となり、階層を問わず全世帯が対象となる活動として唯一の行事となっている。その結果、この活動の存続は自治公民館の重要課題となり、「六月灯」を継続させる構造的性が形成されていく。「六月灯」は、コンパクト化された仕組みの本領を発揮するのである。地域住民および地域住民組織間の「ヨコの連携化」を醸成する場として、自治公民館の行事のなかでの希少性がこの近隣祭りの継続を促す。

とはいっても、地域住民の減少とそれに伴う高齢化、そして自公民館加入率の低下により、住民自治の体力が弱体化していくという現代の変容の構造的な問題から逃れられたわけではない。このような環境下であっても、人口減少による「縮小化社会」を迎え国家および地方自治体の財政が縮小していくなかで、「生活の論理」にもとづく地域住民の地域社会における日常生活を存立するには、地域活動を継続させ住民自治の再生産および活性化を図っていかなければならない。ここに上記の構造的な問題を自主的に乗り越えていく必然性が生起するのである。この必然性は、「旭丘神社六月灯」の事例のように、地域集団の合理的判断のもとでの協同により現実的に対応していくという社会的効果を生み出す。「旭丘神社六月灯」の事例では、旭丘神社と姫城町・甲斐元町・八幡町の3町の自治公民館が現実的な対応により、近隣祭りを協同運営していく過程を描いた。ただ、それ以外にこの事例には、3町の一つである八幡町の自治公民館が、この協同運営を契機にして、自地域の「六月灯」を「旭丘神社六月灯」に統合させるという現実的な対応事実も含まれている。

自治公民館活動は自主性を保持してきただけに、独自性が強く閉鎖的な「地域集団の論理」を形成してきた。それが、住民自治を減退させていく都市社会構造の現代の変容による問題性が顕現化してくると、「地域集団の論理」にも変容が生じてくる。そこには、現代の変容により生じた構造的な問題を乗り越えていくために、

地域集団間の協同原理を機能させる開放的な論理が生じてくる。そして、この変容した「地域集団の論理」にもとづく合理的・現実的な対応は、これからの地域社会における住民自治を持続させていく現代的要因となっていくのではないだろうか。

さいごに

本論文では都城市で行われている「六月灯」という近隣祭りの事例分析を行い、この事例の現象的帰結——「六月灯」の多さと継続性——の構造的基因を明らかにすることを試みてきた。繰り返しになるが、最後に再度その構造的基因を整理してみたい。上述の現象的帰結を演出したのは、祝祭的地域活動の二つの側面に内在する構造的基因——質的側面から抽出される二つのコンパクト化された仕組みと、量的側面から抽出される地域住民組織の自主性とそれを促し維持してきた制度的枠組み——の存在があった。そして、住民自治の体力を弱体化させる都市社会構造の現代的変容が、「六月灯」に関していえばその継続性を担保する構造的性を生みだしていた。

しかしながら、この都市社会構造の現代的変容が進み、その問題性がさらに顕現化してくれば、一転して「六月灯」の継続性を減退させる可能性が想定される。そこでは、地域住民組織の自主性の再生産を促す機能を働かせてきた「外的資産」の「遅れてきていることの特権」の制度的効果だけでは太刀打ちできない状況が発生する。その状況を打開するためには、閉鎖的で独自性の強い「地域集団の論理」を乗り越えて、開放的で合理的判断のもとで現実的に対応する新しい「地域集団の論理」が要請されるだろう。そこでは、「従来とは異なる領域的含意を持つ集合的アイデンティティ論」が模索され、地縁的な地域社会の新しい共同性形成の地平が求められるはずである。

今後、どのような都市社会構造の現代的変容が生起し、それに伴いどのような「地域集団の論理」が形成されていくのだろうか。もしくは、現代的変容が生みだす地域社会における構造的問題を解決するために、どのような「地域集団の論理」を規範的に組み込んでいかなければならないのか。これからの「六月灯」の現象的帰結の推移を、引き続き追いかけていかなければならない。

注

- 1 都城市は、宮崎県の南西部に広がる都城盆地のなかに位置して、市の西から南にかけては鹿児島県に接している。2006年1月1日に隣接する北諸県郡5町の内4町（山之口町・高城町・山田町・高崎町）と合併し、人口が133,062人から170,955人となる。都城市の人口は、県内では宮崎市（人口310,123人）に次いで2番目であり、南九州地域では鹿児島市（人口604,367人）・宮崎市に次いで3番目である。また、都城市の面積（653.31平方キロメートル）は、県内では延岡市に次いで2番目である。産業別就業者の割合を見てみると、第一次産業が8.5%、第二次産業が25.6%、第三次産業が65.9%となる。地域経済基盤分析（BN分析）の中から特化係数法（濱・山口1997:119,123,126）を使い基盤産業を見てみると7つの業種が対象となり、その基盤活動就業者数を多い順に並べると①農業、②医療、福祉、③卸売・小売業、④公務、⑤建設業、⑥複合サービス業、⑦林業となる。地方地域圏における都市の中核性という視点からみれば、隣接する北諸県郡三股町と鹿児島県曾於市・志布志市の一部を含む25万人の経済圏の中心都市としての機能を保有している（上記の人口・面積・就業者数は『平成17年国勢調査報告』の数値を使用）。
- 2 都城市におけるフィールド・ワークを本格的に開始したのは2005年からである。この地で調査を始めた契機は、地方都市の内発的な自立化の可能性を探究するという研究企図による。分析する事例として、「六月灯」・「おかげ祭り」・「祇園様」という三つの祝祭的地域活動を選出して調査を重ねてきた。そのうち、「おかげ祭り」の事例調査と分析の詳細については、拙稿「自発的地域活動の生起・成長要因と現代的意義」（竹元2008）にて報告済みである。本論文は、「おかげ祭り」に続く事例調査報告の第2弾として、「六月灯」について報告するものである。なお、2010年には、都城市でのフィールド・ワークを5年経過した時点で一度振り返り、それまでの分析経過を記述し、三つの事例分析における中範囲理論の中間的帰結を試みた論文——「地域社会における地縁的な共同性形成の現代的解明」（竹元2010）——を発表済みである。
- 3 加世田市は、鹿児島県の薩摩半島西南部にあった市である。2005年11月7日に、川辺郡大浦町・笠沙町・坊津町、日置郡金峰町と合併し、南さつま市となった。
- 4 島津忠良は島津家15代当主島津貴久の父親であり、法号を日新斎という。
- 5 高山町は、鹿児島県の大隅半島東部にあった町である。2005年7月1日に内之浦町と合併し、肝付町となった。
- 6 この記述は、『鹿児島県神社庁報』の「六月灯の由来について!!」という記事から抽出した。この記事は、2007年12月12日に鹿児島市八坂神社を訪問した際に、入手したものである。判読できない文字については、○文字で表記した。この記事が掲載された『鹿児島県神社庁報』の発行年は特定できないが、記事のなかに「鹿児島市内は、……五十万都市が目前に迫りつつある」と記されており、『全国人口・世帯数表人口動態表』から鹿児島市の人口推移をたどってみると、「昭和56

- 年版（昭和56年3月31日現在人口）」で50万人を超えているため（自治省行政局編1980:91, 1981:134）、この庁報は1980年（昭和55年）以前の数年の間に発行されたものと推察できる。
- 7 「平成20年度各地域六月灯・夏祭り開催日等一覧表」には、2006年1月合併前の旧都城市の区域で118ヶ所、旧北諸郡4町で36ヶ所、合計154ヶ所の会場名が記載されているが、本稿における事例分析の対象とする地域は、過去資料との整合性を図るため旧都城市の区域に限定している。
 - 8 この類型化は、「六月灯」の11ヶ所での現地視察およびヒヤリング調査と、それぞれの「六月灯」の変遷を、6つの資料を使ってたどる調査から判明したものである。11ヶ所の「六月灯」とは、旭丘神社、科長神社、狹野神社、諏訪神社（庄内）、下長飯馬頭観音、御伊勢講社、秋葉神社、蛭子神社、姫城自治公民館、狐塚自治公民館、中葦原自治公民館のことである。6つの資料とは、「灯ろうゆれて夏涼し 六月灯」（開催場所86ヶ所掲載）（宮崎県企画調整部地域振興課1989:105-107）、「都城市内の六月灯と開催地（平成4年調べ）」（同97ヶ所掲載）（都城市史編さん委員会編1996:413-415）、そして都城市役所商業観光課で入手した「平成17年都城六月灯・夏祭り日程一覧」（同115ヶ所掲載）・「平成18年都城六月灯・夏祭り日程一覧」（同120ヶ所掲載）・「平成19年度各地区六月灯・夏祭り一覧」（同113ヶ所掲載）・「平成20年度各地区六月灯・夏祭り開催日等一覧表」（同・旧都城市域内118ヶ所掲載）である。
 - 9 「旭丘神社六月灯」の祭事内容については、第1節2項を参照のこと。
 - 10 講員の掛金一人3円、当たったあとは3円50銭という金額については、つぎの『都城市史』の記述で現在における換算額が分かる。「当時の4斗入りの米俵1俵の値段は3円60銭で、平成5年の米1升を700円とすれば、1俵28,000円である」（都城市史編さん委員会編1996:90）。1俵＝4斗＝40升。
 - 11 姫城自治公民館は、姫城児童公園に隣接している。この公園は、南北朝時代の武將肝付兼重が築城した姫木城があった地である。ゆえに、表に「姫木城舊（旧）跡」、裏に「明治36年9月建○ 姫城馬場中」と書かれた石碑が公園内に立っている。この石碑自体は決して神性を象徴するものではないが、周囲にしめ縄を張り旭丘神社の宮司による神事が行われる。
 - 12 ここでの市社教連の記述については、2011年4月8日に、中央公民館内に所在する市社教連・自公連（自治公民館連絡協議会）事務局に電話にてヒヤリングしたものである。
 - 13 この問題以外に、最も肝要な点であるにも関わらず、まだ十分な解明をみていないとして「町内会の担い手層」の問題をあげる。さらに、「町内会論争」が最も根本的な課題として提起していたのは、「日本の民主化や近代化にとって町内会はどのような意味をもつのか」という問題であるとして、玉野は3つの重要な問題が「町内会論争」では提起されていたことを記している（玉野1993:32-35）。
 - 14 玉野は、町内会論争のなかで「町内会の起源論や本質論」をめぐって激しく対立した代表的な論者として、秋元律郎と中村八郎をあげる。この二者間にみられる、まったく相反する実証的な知見を理解するためには、各論者が具体的に念頭にいたり、実証的検討の対象としている地区の差異に注目する必要があると指摘する。すなわち、「秋元が明らかにしたように、『旧農村地域』が都市化したような地区においては、明治地方自治制以来の『区』の組織がそのまま町内会へと発展していったのかもしれないし、旧市街地区においては『町内有志団体』が全戸加入の町内会へと進展していったのかもしれない。そうすると、ある地区では町内会が比較的自発的に結成されていったのに対して、他の地区では外部から強制されたという認識も可能になってくる」。このように、「もはやいうまでもなく町内会は、特定の社会的背景をもった、きわめて歴史的な存在なのである」と措定されるため、「『町内会論争』以後に蓄積されてきた実証的知見を統一的に理解するためには、なによりもまず地区類型論が必要である」となるのである（玉野1993:37-42）。
 - 15 この記述は、公民館と聞くと社会教育がイメージされ、関わると面倒くさそうと抱く新規住民の拒絶感を少しでも和らげて、自治公民館の加入促進を図るために、住民自治機能を強調する表現になっている。
 - 16 この分館は、都城市という自治公民館に相当する。
 - 17 この様相を姫城自治公民館館長F氏はつぎのように説明する。「10年ぐらい前までは、運動会をやっていたんですけどね。これも、一番大きな事業でした。それこそ、予算的にも、運動会が一番大きくなって、そのつぎが六月灯やった。それで、今はそれがなくなって、六月灯が一番大きい。運動の方もスポーツもなんかやろうかというて、話はでるんですけど、いったんやめたらなかなかですね。やめたのは、参加者が少なくなった。子供がいなくなり、特に白団が子供がいなくなったんですよ。参加者が、もうあそこの地区はですね、子供がいなくなる、大人も、10名程度しか来れなくなる。他は4・50名おるんだけど、いなくなって、今度は2団に分けたんですよ。青団と白団が一緒になって、赤団とやる。2団に分けても、また少なくなって。子供が少なくなっていく。子供を増やす仕組み、市長にはいうんですけどね。子供んこつだけ、しっかりしてくれと。子供をなんか大事に育てていく、子供をふやさないかん、年寄りばかりやて」（2008.1.24 Interview）。

文献リスト

- 姉崎洋一・鈴木敏正編、2002、『公民館実践と「地域をつくる学び」』（叢書 地域をつくる学び?）北樹出版。
- 郷田實・郷田美紀子、2005、『増補版 結いの心』評言社。
- 濱英彦・山口喜一、1997、『地域人口分析の基礎』古今書院。
- 浜田倫紀、2002、『綾の共育論』評言者。
- 自治省行政局編、1980、『全国人口・世帯数表（昭和55年版）』国土地理協会。
- 編、1981、『全国人口・世帯数表 人口動態表（昭和56年版）』国土地理協会。
- 菊池美代志、1990、「町内会の機能」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房：217－238。
- 都城市企画部秘書広報課編、2007、『広報都城 October.2007 [Vol.22]』都城市。
- 都城市教育委員会中央公民館編、2009、『平成21年度 都城市公民館経営案』都城市。
- 都城市史編さん委員会編、1996、『都城市史 別編 民俗・文化財』都城市。

- , 2006, 『都城市史 通史編 近現代』都城市.
- 宮崎県企画調整部地域振興課企画発行, 1989, 『ふるさとまつり歳時記』鉾脈社.
- 中筋直哉, 2005, 「分野別研究動向(都市)——日本の都市社会学の動向と課題」『社会学評論』221 第 56 巻 第 1 号: 217 - 231.
- 奥田憲昭, 1989, 『現代地方都市論』恒星社厚生閣.
- 社会教育推進全国協議会編, 1999, 『現代日本の社会教育——社会教育運動の展開』エイデル研究所.
- 鈴木榮太郎, 1968, 『日本農村社会学原理(上)』(鈴木榮太郎著作集 I) 未来社.
- 竹元秀樹, 2008, 「自発的地域活動の生起・成長要因と現代的意義」『地域社会学会年報』20: 89 - 102.
- , 2010, 「地域社会における地縁的な共同性形成の現代的解明」『法政大学大学院紀要』第 64 号: 127 - 145.
- 竹沢尚一郎, 1998, 「博多祇園山笠—都市祭礼としての博多祇園山笠」木村滋編『季刊民族学 84 号』(第 22 巻 第 2 号通巻 84 号) 千里文化財団.
- 編, 1999, 『九州の祭り I 博多の祭り』九州大学文学部人間科学科 比較宗教学研究室.
- 玉野和志, 1993, 『近代日本の都市化と町内会の成立』行人社.
- 田中重好, 1979, 「大都市における町内会の組織化」慶応義塾大学大学院法学研究科『論文集』.
- 所崎平, 2001, 「六月灯考④⑤」『南日本新聞』(④: 7 月 23 日 10 面、⑤: 7 月 27 日号 15 面) 南日本新聞社.